(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2013-175183 (P2013-175183A)

(43) 公開日 平成25年9月5日(2013.9.5)

(51) Int.Cl.			FΙ				テーマコート	(参考)
G06F	3/0488	(2013.01)	G06F	3/048	620		5B068	
G06F	3/048	(2013.01)	G06F	3/048	654A		5B087	
G06F	3/0482	(2013.01)	G06F	3/048	654B		5E555	
G06F	3/041	(2006.01)	G06F	3/041	380N		5K127	
HO4M	1/00	(2006.01)	G06F	3/041	380C			
審査請求 未請求 請求項の数 15 OL							(全 44 頁)	最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2013-32957 (P2013-32957) (22) 出願日 平成25年2月22日 (2013.2.22)

(31) 優先権主張番号 10-2012-0019172

(32) 優先日 平成24年2月24日 (2012.2.24)

(33) 優先権主張国 韓国 (KR)

特許法第64条第2項第4号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。

(特許庁注:以下のものは登録商標)

1. ZIGBEE

2. YouTube

3. ANDROID

4. フェイスブック

5. FACEBOOK

(71) 出願人 390019839

三星電子株式会社

Samsung Electronics Co., Ltd.

大韓民国京畿道水原市霊通区三星路129

129, Samsung-ro, Yeon gtong-gu, Suwon-si, G yeonggi-do, Republic

of Korea

(74)代理人 100089037

弁理士 渡邊 隆

(74)代理人 100110364

弁理士 実広 信哉

最終頁に続く

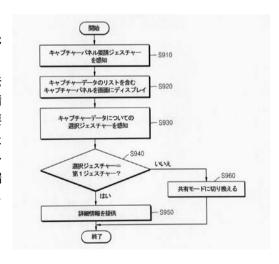
(54) 【発明の名称】キャプチャーデータ提供方法及びそのための移動端末機

(57)【要約】

【課題】キャプチャーデータ提供方法及びそのための移動端末機を提供する。

【解決手段】移動端末機のキャプチャーデータ提供方法は、ユーザによって入力されたキャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知する段階と、キャプチャーパネル要請ジェスチャーに応答し、画面の一側に一部が表示または隠されたキャプチャーパネルの全体形状をディスプレイする段階と、を含み、キャプチャーパネルは、移動端末機によってキャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータのリストが表示されることを特徴とする。

【選択図】図9



【特許請求の範囲】

【請求項1】

移動端末機のキャプチャーデータ提供方法において、

ユーザによって入力されたキャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知する段階と、

前記キャプチャーパネル要請ジェスチャーに応答し、画面の一側に一部が表示または隠されたキャプチャーパネルの全体形状をディスプレイする段階と、を含み、

前記キャプチャーパネルは、前記移動端末機によってキャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータのリストが表示されることを特徴とするキャプチャーデータ提供方法。

【請求項2】

前記キャプチャーパネル要請ジェスチャーは、

前記画面の外側の所定位置で前記画面の内側方向にフリックするフリックジェスチャーを含むことを特徴とする請求項1に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項3】

前記キャプチャーパネルは、

前記フリックジェスチャーによって、前記画面の外側の所定位置で前記画面の内側方向に出現することを特徴とする請求項2に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項4】

前記キャプチャーパネルは、

前記キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ、メタデータ、及びコンテンツの種類を示すアイコンのうちの少なくとも 1 つを含むことを特徴とする請求項 1 に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項5】

前記メタデータは、

前記キャプチャーされたコンテンツに対応する付加情報、リンク情報、及びおすすめ情報のうちの少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項6】

前記キャプチャーデータ提供方法は、

前記キャプチャーパネルに含まれた少なくとも1つのキャプチャーデータについての選択ジェスチャーを感知する段階と、

前記選択ジェスチャーが第1ジェスチャーである場合、少なくとも1つのキャプチャーデータに対応する追加情報を提供し、前記選択ジェスチャーが第2ジェスチャーである場合、前記少なくとも1つのキャプチャーデータを外部デバイスに伝送するための共有パネルがディスプレイされる共有モードに切り換える段階と、をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項7】

前記キャプチャーデータ提供方法は、

前記キャプチャーパネルに含まれた少なくとも1つのキャプチャーデータについてのタップジェスチャーを感知する段階と、

前記タップジェスチャーが感知されたキャプチャーデータに含まれたメタデータに基づいて、前記タップジェスチャーが感知されたキャプチャーデータに対応する追加情報を提供する段階と、をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項8】

前記追加情報を提供する段階は、

前記タップジェスチャーが感知されたキャプチャーデータに対応する追加情報を提供するためのアプリケーションを選択する段階と、

前記選択されたアプリケーションを実行する段階と、を含むことを特徴とする請求項7 に記載のキャプチャーデータ提供方法。 10

20

30

40

【請求項9】

前記キャプチャーデータ提供方法は、

前記キャプチャーパネルに含まれた少なくとも 1 つのキャプチャーデータについてのスイープジェスチャーを感知する段階と、

前記感知されたスイープジェスチャーに対応するキャプチャーデータを、前記画面の第 1 領域にディスプレイする段階と、

外部デバイスの識別情報のリストが含まれた共有パネルを前記画面の第 2 領域にディスプレイする段階と、

前記キャプチャーパネルを前記画面の第3領域にディスプレイする段階と、をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項10】

前記キャプチャーデータ提供方法は、

前記共有パネルに含まれた少なくとも 1 つの外部デバイスの識別情報についてのタップ ジェスチャーを感知する段階と、

前記感知されたタップジェスチャーに対応する外部デバイスに、前記第1領域にディスプレイされたキャプチャーデータを伝送する段階と、をさらに含むことを特徴とする請求項9に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項11】

前記キャプチャーデータ提供方法は、

前記ユーザから入力された共有パネル要請ジェスチャーを感知する段階と、

前記感知された共有パネル要請ジェスチャーに応答し、外部デバイスの識別情報のリストが含まれた共有パネルを前記画面の一側にディスプレイする段階と、をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項12】

前記キャプチャーデータ提供方法は、

前記ディスプレイされたキャプチャーパネルの第1ポイントから、前記ディスプレイされた共有パネルの第2ポイントへのドラッグアンドドロップジェスチャーを感知する段階と、

前記感知されたドラッグアンドドロップジェスチャーに基づいて、前記第1ポイントに対応するキャプチャーデータを前記第2ポイントに対応する外部デバイスに伝送する段階と、をさらに含むことを特徴とする請求項11に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項13】

前記キャプチャーパネル要請ジェスチャーは、

前記ユーザから入力された少なくとも1つ以上のコンテンツについてのキャプチャー要請ジェスチャーを含むことを特徴とする請求項1に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項14】

前記キャプチャーデータは、

前記移動端末機内で再生される内部コンテンツに対応するキャプチャーデータと、前記移動端末機の外部に存在する外部コンテンツに対応するキャプチャーデータとのうちの少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1に記載のキャプチャーデータ提供方法。

【請求項15】

ユーザによって入力されたキャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知するセンシング 部と、

前記キャプチャーパネル要請ジェスチャーに応答し、画面の一側に一部が表示または隠されたキャプチャーパネルの全体形状をディスプレイするディスプレイ部と、

前記センシング部及び前記ディスプレイ部を制御する制御部と、を備え、

前記キャプチャーパネルは、前記移動端末機によってキャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータのリストが表示されることを特徴とする移動端末機。

【発明の詳細な説明】

10

20

30

【技術分野】

[0001]

本発明は、ユーザのジェスチャーを感知してキャプチャーデータを提供する方法及びそのための移動端末機に関する。

【背景技術】

[0002]

移動端末機は、多様な機能を行えるように構成される。かかる多様な機能の例としては、データ及び音声通信機能、カメラで写真や動画を撮影する機能、音声保存機能、スピーカーシステムを介した音楽ファイルの再生機能、イメージやビデオのディスプレイ機能などがある。

一部の移動端末機はゲームを行えるさらなる機能を含み、他の一部の移動端末機はマルチメディア機器として具現されることもある。なお、最近の移動端末機は、放送やマルチキャスト信号を受信してビデオやテレビプログラムを視聴することもできる。

また、ユーザによる移動端末機の所持時間が増加するにつれて、移動端末機にはユーザの個人化情報が多く蓄積する。よって、ユーザの個人化情報を効率高く蓄積し、蓄積されたユーザの個人化情報を用いてユーザにさらに便利な機能を提供できる移動端末機が必要である。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0003]

本発明の課題は、キャプチャーデータ提供方法及びそのための移動端末機を提供することである。

【課題を解決するための手段】

[0004]

本発明の一実施態様による移動端末機のキャプチャーデータ提供方法は、ユーザによって入力されたキャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知する段階と、前記キャプチャーパネル要請ジェスチャーに応答し、画面の一側に一部が表示または隠されたキャプチャーパネルの全体形状をディスプレイする段階と、を含み、前記キャプチャーパネルは、前記移動端末機によってキャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータのリストが表示される。

本発明の一実施態様によるキャプチャーパネル要請ジェスチャーは、前記画面の外側の所定位置で前記画面の内側方向にフリックするフリックジェスチャーを含む。

本発明の一実施態様によるキャプチャーパネルは、前記フリックジェスチャーによって、前記画面の外側の所定位置で前記画面の内側方向に出現する。

[0005]

本発明の一実施態様によるキャプチャーパネルは、前記キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ、メタデータ、及びコンテンツの種類を示すアイコンのうちの少なくとも 1 つを含む。

本発明の一実施態様によるメタデータは、前記キャプチャーされたコンテンツに対応する付加情報、リンク情報、及びおすすめ情報のうちの少なくとも1つを含む。

本発明の一実施態様によるキャプチャーデータ提供方法は、前記キャプチャーパネルに含まれた少なくとも1つのキャプチャーデータについての選択ジェスチャーを感知する段階と、前記選択ジェスチャーが第1ジェスチャーである場合、少なくとも1つのキャプチャーデータに対応する追加情報を提供し、前記選択ジェスチャーが第2ジェスチャーである場合、前記少なくとも1つのキャプチャーデータを外部デバイスに伝送するための共有パネルがディスプレイされる共有モードに切り換える段階と、をさらに含む。

[0006]

本発明の一実施態様によるキャプチャーデータ提供方法は、前記キャプチャーパネルに含まれた少なくとも 1 つのキャプチャーデータについてのタップジェスチャーを感知する段階と、前記タップジェスチャーが感知されたキャプチャーデータに含まれたメタデータ

10

20

30

40

20

30

40

50

(5)

に基づいて、前記タップジェスチャーが感知されたキャプチャーデータに対応する追加情報を提供する段階と、をさらに含む。

本発明の一実施態様による追加情報を提供する段階は、前記タップジェスチャーが感知されたキャプチャーデータに対応する追加情報を提供するためのアプリケーションを選択する段階と、前記選択されたアプリケーションを実行する段階と、を含む。

[00007]

本発明の一実施態様によるキャプチャーデータ提供方法は、前記キャプチャーパネルに含まれた少なくとも1つのキャプチャーデータについてのスイープジェスチャーを感知する段階と、前記感知されたスイープジェスチャーに対応するキャプチャーデータを、前記画面の第1領域にディスプレイする段階と、外部デバイスの識別情報のリストが含まれた共有パネルを前記画面の第2領域にディスプレイする段階と、前記キャプチャーパネルを前記画面の第3領域にディスプレイする段階と、をさらに含む。

本発明の一実施態様による第1領域は、前記画面の中央から所定距離内に位置し、第2 領域は、前記画面の一側に位置し、第3領域は、前記画面の他側に位置する。

本発明の一実施態様によるキャプチャーデータ提供方法は、前記共有パネルに含まれた少なくとも1つの外部デバイスの識別情報についてのタップジェスチャーを感知する段階と、前記感知されたタップジェスチャーに対応する外部デバイスに、前記第1領域にディスプレイされたキャプチャーデータを伝送する段階と、をさらに含む。

[0008]

本発明の一実施態様によるキャプチャーデータ提供方法は、前記ユーザから入力された 共有パネル要請ジェスチャーを感知する段階と、前記感知された共有パネル要請ジェスチャーに応答し、外部デバイスの識別情報のリストが含まれた共有パネルを前記画面の一側 にディスプレイする段階と、をさらに含む。

本発明の一実施態様によるキャプチャーデータ提供方法は、前記ディスプレイされたキャプチャーパネルの第1ポイントから、前記ディスプレイされた共有パネルの第2ポイントへのドラッグアンドドロップジェスチャーを感知する段階と、前記感知されたドラッグアンドドロップジェスチャーに基づいて、前記第1ポイントに対応するキャプチャーデータを前記第2ポイントに対応する外部デバイスに伝送する段階と、をさらに含む。

[0009]

本発明の一実施態様によるキャプチャーパネルに含まれたキャプチャーデータのリストは、キャプチャー時間またはコンテンツの種類に基づいて整列される。

本発明の一実施態様によるキャプチャーパネル要請ジェスチャーは、前記ユーザから入力された少なくとも 1 つ以上のコンテンツについてのキャプチャー要請ジェスチャーを含む。

本発明の一実施態様によるキャプチャーデータは、前記移動端末機内で再生される内部 コンテンツに対応するキャプチャーデータと、前記移動端末機の外部に存在する外部コン テンツに対応するキャプチャーデータとのうちの少なくとも 1 つを含む。

[0010]

本発明の一実施態様による移動端末機は、ユーザによって入力されたキャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知するセンシング部と、前記キャプチャーパネル要請ジェスチャーに応答し、画面の一側に一部が表示または隠されたキャプチャーパネルの全体形状をディスプレイするディスプレイ部と、前記センシング部及び前記ディスプレイ部を制御する制御部と、を備え、前記キャプチャーパネルは、前記移動端末機によってキャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータのリストが表示される。

【図面の簡単な説明】

[0011]

【図1】本発明の一実施形態に係る移動端末機の構成を説明するためのブロック構成図である。

【図2】本発明の一実施形態に係るコンテンツキャプチャー方法を説明するためのフロー

チャートである。

【図3】本発明の一実施形態に係るキャプチャーされるコンテンツの種類を選択する方法を説明するための図面である。

- 【図4】本発明の一実施形態に係る内部コンテンツキャプチャー方法を説明するための図面である。
- 【図 5 】本発明の一実施形態に係る外部コンテンツキャプチャー方法を説明するための図面である。
- 【図 6 】本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータの獲得時、共有パネルをディスプレイする画面を示す図面である。
- 【図7】本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータの獲得時、キャプチャーパネル及び共有パネルをディスプレイする画面を示す図面である。
- 【図8】本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータを共有する画面を示す図面である
- 【図9】本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータ提供方法を説明するためのフローチャートである。
- 【図10】本発明の一実施形態に係るキャプチャーパネルを説明するための図面である。
- 【図11】本発明の一実施形態に係るキャプチャーパネルでキャプチャーデータを共有する方法を説明するための図面である。
- 【図12】本発明の一実施形態に係るデータ共有方法を説明するための図面である。
- 【図13】本発明の一実施形態に係る共有パネルを説明するための図面である。
- 【図14】本発明の一実施形態に係る共有パネルを用いて外部デバイスと通信する方法を 説明するための図面である。
- 【図15】本発明の一実施形態に係る共有パネルを用いて多様な外部デバイスと通信する方法を説明するための図面である。
- 【図16】本発明の一実施形態に係る情報提供方法を説明するためのフローチャートである。
- 【図 1 7 】本発明の一実施形態に係る共有パネル、キャプチャーパネル、おすすめパネルを説明するための図面である。
- 【図18】本発明の一実施形態に係るおすすめパネルを用いた情報提供方法を説明するためのフローチャートである。
- 【図19】本発明の一実施形態に係るおすすめ要請ジェスチャーを説明するための図面である。
- 【図 2 0 】本発明の一実施形態に係るおすすめデータをディスプレイする方法を説明する ための図面である。

【発明を実施するための形態】

[0012]

本明細書で使われる用語について簡略に説明し、本発明について具体的に説明する。

本発明で使われる用語は、本発明での機能に鑑みてなるべく現在広く使われている一般的な用語を選択したが、これは当業者の意図または判例、新たな技術の出現などによって変わる。また、特定の場合には出願人が任意に選んだ用語もあり、この場合、該発明の説明部分で詳細にその意味を記載する。したがって、本発明で使われる用語は単純な用語の名称ではなく、その用語が持つ意味及び本発明の内容全般に基づいて定義されねばならない。

[0013]

明細書全体である部分がある構成要素を「含む」という時、これは、特に逆の記載がない限り、他の構成要素を除くものではなく他の構成要素をさらに含むことができるということを意味する。また、明細書に記載した「部」、「モジュール」などの用語は、少なくとも1つの機能や動作を処理する単位を意味し、これは、ハードウェアまたはソフトウェアで具現されるか、またはハードウェアとソフトウェアとの組合せで具現される。

[0014]

10

20

30

-

明細書全体として「オブジェクト」は、ユーザが選択できる対象を意味する。アイコン、リンク、絵、テキスト、インデックス項目などがオブジェクトの一例である。「ページ」はコンテンツ、情報またはオブジェクトが含まれた空間を意味する。例えば、ウェプページ、コンテンツリスト、サムネイルリスト、写真の配列されたトレー、アイコンの配列されたトレーなどがページの一例である。

明細書全体として「ジェスチャー」とは、ユーザが移動端末機を制御するために使う手ぶりなどを意味する。例えば、本明細書で記述されるジェスチャーには、タップ、タッチ&ホールド、ダブルタップ、ドラッグ、パンニング、フリック、ドラッグ・アンド・ドロップなどがあり得る。

[0015]

「タップ」は、ユーザが指やタッチ道具(スタイラス)を用いて画面を素早くタッチする動作を示す。すなわち、指やタッチ道具が画面に触れる時点であるタッチ・イン時点と、指やタッチ道具が画面から離れる時点であるタッチ・アウト時点との時間差が非常に短い場合を意味する。

「タッチ&ホールド」は、ユーザが指やタッチ道具を用いて画面をタッチした後、しきい値時間以上タッチ入力を維持する動作を示す。すなわち、タッチ・イン時点とタッチ・アウト時点の間の時間差がしきい値時間以上である場合を意味する。タッチ入力がタップであるか、またはタッチ&ホールドであるかをユーザに認識させるめにタッチ入力がしきい値時間以上維持されれば、視覚的または聴覚的にフィードバック信号を提供してもよい

「ダブルタップ」は、ユーザが指やタッチ道具を用いて画面を素早く 2 回タッチする動作を示す。

[0016]

「ドラッグ」は、ユーザが指やタッチ道具を画面にタッチした後、タッチを維持した状態で指やタッチ道具を画面内の他の位置に移動させる動作を意味する。ドラッグ動作によってオブジェクトが移動するか、または後述するパンニング動作が行われる。

「パンニング」は、ユーザがオブジェクトを選択せずにドラッグ動作を行う場合を示す。パンニングは、特定オブジェクトを選択しないため、オブジェクトがページ内で移動するものではなくページ自体が画面内で移動するか、またはオブジェクトのグループがページ内で移動する。

「フリック」は、ユーザが指やタッチ道具を用いて素早くドラッグする動作を示す。指 やタッチ道具の移動速度がしきい値速度以上であるかどうかに基づいてドラッグ(または パンニング)とフリックとを区別する。

「ドラッグ・アンド・ドロップ」は、ユーザが指やタッチ道具を用いてオブジェクトを 画面内所定位置にドラッグした後で置く動作を意味する。

[0017]

以下、添付した図面を参考して本発明の実施形態について当業者が容易に行えるように詳細に説明する。しかしながら、本発明はいろいろな異なる形態で具現でき、ここで説明する実施形態に限定されない。そして、図面で本発明を明確に説明するために説明と関係ない部分は省略し、明細書全体で類似した部分については類似した図面符号をつけた。

[0 0 1 8]

図 1 は、本発明の一実施形態に係る移動端末機の構成を説明するためのブロック構成図である。

移動端末機 1 0 0 は、多様な形態で具現できる。例えば、本明細書で記述される移動端末機 1 0 0 は、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、デジタル放送用端末機、PDA(Personal Digital Assistants)、PMP(Portable Multimedia Player)、ナビゲーション、タブレットPCなどがある。

図 1 に示したように、移動端末機 1 0 0 は、センシング部 1 1 0 、キャプチャー部 1 2 0 、メモリ 1 3 0 、ユーザ入力部 1 4 0 、ディスプレイ部 1 5 0 、通信部 1 6 0 、おすす

10

20

30

40

め部170、制御部180を備える。しかしながら、図示された構成要素がいずれも必須構成要素であるというわけではない。図示された構成要素より多い構成要素によって移動端末機100が具現されてもく、それより少ない構成要素によっても移動端末機100が具現されてもよい。

[0019]

以下、前記構成要素について順次に説明する。

センシング部110は、移動端末機100の位置、ユーザ接触有無、移動端末機100の方位、移動端末機100の加速/減速などの移動端末機100の現状態を感知し、移動端末機100の動作を制御するためのセンシング信号を発生させる。

本発明の一実施形態に係るセンシング部110には、タッチスクリーンのタッチまたは近接タッチを感知するための多様なセンサーが備えられる。タッチスクリーンのタッチを感知するためのセンサーの一例として、触覚センサーがある。触覚センサーとは、人間が感じる程度またはそれ以上に特定物体の接触を感知するセンサーをいう。前記触覚センサーは、接触面の粗度、接触物体の硬度、接触地点の温度などの多様な情報を感知する。

[0020]

また、タッチスクリーンのタッチを感知するためのセンサーの一例として、近接センサーがある。

近接センサーとは、所定検出面に近付く物体、あるいは、近くに存在する物体の有無を、電磁界の力または赤外線を用いて機械的接触なしに検出するセンサーをいう。よって、 近接センサーは接触式センサーよりはその寿命がより長く、その活用度もより高い。

近接センサーの例としては、透過型光電センサー、直接反射型光電センサー、ミラー反射型光電センサー、高周波発振型近接センサー、静電容量型近接センサー、磁気型近接センサー、赤外線近接センサーなどがある。

[0021]

したがって、本発明の一実施形態に係るセンシング部110は、ユーザから入力されるジェスチャーまたはパターンを感知する。例えば、センシング部110は、ドラッグ、フリック、タップ、タッチ&ホールド、ダブルタップ、パンニング、スイープなどのユーザジェスチャーを感知する。この時、センシング部110は、ジェスチャーの方向、ジェスチャーの速度、ジェスチャーの長さなどを感知する。

[0 0 2 2]

キャプチャー部 1 2 0 は、ユーザのキャプチャー要請ジェスチャーによって少なくとも 1 つ以上のコンテンツをキャプチャーする。本発明の一実施形態に係るコンテンツは、内部コンテンツまたは外部コンテンツである。内部コンテンツは、移動端末機 1 0 0 内で再生されるコンテンツを意味し、外部コンテンツは、移動端末機 1 0 0 の外部に存在するコンテンツを意味する。

一方、本発明の一実施形態に係るコンテンツは、静止画、動画、サウンドなどを含む。 したがって、本発明の一実施形態に係るキャプチャー部120には、オーディオ信号また はビデオ信号入力のためのカメラ121及びマイク122などが備えられる。

[0 0 2 3]

カメラ121は、ビデオ通話モードまたは撮影モードで、イメージセンサーによって得られる静止画または動画などの画像フレームを処理する。そして、処理された画像フレームはディスプレイ部150に表示される。

カメラ121で処理された画像フレームは、メモリ130に保存されるか、または通信部160を介して外部に伝送される。カメラ121は、端末機の構成態様によって2個以上が備えられてもよい。

マイク122は、通話モードまたは録音モード、音声認識モードなどでマイクロホンによって外部の音響信号を入力されて電気的な音声データに処理する。マイク122は、外部の音響信号を入力される過程で発生するノイズを除去するための多様なノイズ除去アルゴリズムが具現される。

[0024]

10

20

30

40

キャプチャー部 1 2 0 は、カメラ 1 2 1 またはマイク 1 2 2 を通じてキャプチャーされた少なくとも 1 つ以上のコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータを獲得する。すなわち、キャプチャー部 1 2 0 は、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを、メモリ 1 3 0 または外部サーバから収集する。

キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージは、キャプチャーされたコンテンツが静止画である場合にキャプチャーされたコンテンツ自体でありうる。また、キャプチャーされたコンテンツが音楽などのサウンドである場合、キャプチャーされたコンテンツに関するイメージでありうる。本発明の一実施形態に係るメタデータは、キャプチャーされたコンテンツに関する付加情報、おすすめ情報、リンク情報などを含む。

[0025]

本発明の一実施形態によれば、キャプチャー部120は、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを1つのフォーマットで生成する。例えば、キャプチャー部120は、キャプチャーデータをExif(エクスチェンジャブルイメージファイル形式:EXchangable Image File format)、XMP(Extensible Metadata Platform from Adobe)、IPTC(International Press TelecommunicationsCouncil)などのフォーマットで生成できる。

[0026]

メモリ130は、制御部180の処理及び制御のためのプログラムが保存されてもよく、入/出力されるデータ(例えば、キャプチャーデータ、電話帳、メッセージ、静止画、動画など)の保存のための機能を行える。

メモリ130は、フラッシュメモリタイプ、ハードディスクタイプ、マルチメディアカードマイクロタイプ、カードタイプのメモリ(例えば、SDまたはXDメモリなど)、RAM(Random Access Memory)、SRAM(Static Random Access Memory)、ROM(Read Only Memory)、EEPROM(Electrically Erasable Programmable Read‐Only Memory)、PROM(Programmable Read‐Only Memory)、磁気メモリ、磁気ディスク、光ディスクのうちの少なくとも1つのタイプの記録媒体を含む。また、移動端末機100は、インターネット上でメモリ130の保存機能を行うウェブストレージを運用できる。

[0027]

ユーザ入力部140は、端末機の動作制御のための入力データを発生させる。ユーザ入力部140は、キーパッド、ドームスイッチ、タッチパッド(定圧/静電)、ジョグホイール、ジョグスイッチ、ハードウェア(H/W)ボタンなどで構成される。特に、タッチパッドが後述するディスプレイ部150と互いにレイヤー構造をなす場合、これをタッチスクリーンと称する。

ディスプレイ部150は、移動端末機100で処理される情報を表示出力する。例えば、ディスプレイ部150は、キャプチャー部120でキャプチャーしたキャプチャーデータ、キャプチャーデータのリストが含まれたキャプチャーパネル、外部デバイス200の識別情報のリストが含まれた共有パネルに係るUI(user interface)、GUI(graphical user interface)などを表示する。

[0028]

一方、前述したように、ディスプレイ部150とタッチパッドとが互いにレイヤー構造をなしてタッチスクリーンとして構成される場合、ディスプレイ部150は、出力装置以外に入力装置としても使われる。ディスプレイ部150は、液晶ディスプレイ、薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ、有機発光ダイオード、フレキシブルディスプレイ、3次元ディスプレイのうちの少なくとも1つを含む。そして、移動端末機100の具現形態によってディスプレイ部150が2つ以上存在してもよい。タッチスクリーンは、タッチ入力位置、タッチされた面積だけではなくタッチ入力圧力までも検出するように構成される。また、タッチスクリーンは、前記タッチ(real‐touch)だけではなく、近接タッ

10

20

30

40

20

30

40

50

チ(proximity-touch)も検出するように構成されてもよい。

本明細書で「タッチ(real‐touch)」とは、画面に実際にポインタがタッチされた場合をいい、「近接タッチ(proximity‐touch)」とは、ポインタが画面に実際にタッチされるものではなく、画面から所定距離離れて近づいた場合をいう。本明細書でポインタとは、ディスプレイされた画面の特定部分をタッチまたは近接タッチするための道具をいう。その一例として、スタイラスペン、指などがある。

[0029]

通信部160は、移動端末機100と外部デバイス200との間で通信を行う1つ以上の構成要素を含む。例えば、通信部160は、放送受信モジュール、移動通信モジュール、無線インターネットモジュール、有線インターネットモジュール、近距離通信モジュール、位置情報モジュールなどを含む。

放送受信モジュールは、放送チャネルを介して外部の放送管理サーバから放送信号及び/または放送に関する情報を受信する。前記放送チャネルは、衛星チャネル、至上波チャネルを含む。

また、移動通信モジュールは、移動通信網上で基地局、外部の端末、サーバのうちの少なくとも1つと無線信号を送受信する。ここで、前記無線信号は、音声呼出信号、ビデオ通話呼出信号または文字/マルチメディアメッセージ送受信による多様な形態のデータを含む。

[0030]

無線インターネットモジュールとは、無線インターネット接続のためのモジュールをいい、無線インターネットモジュールは、内装または外装される。また、有線インターネットモジュールとは、有線インターネット接続のためのモジュールを意味する。

近距離通信モジュールとは、近距離通信のためのモジュールをいう。近距離通信技術として、ブルートゥース、RFID (Radio Frequency Identification)、赤外線通信(IrDA、infrared Data Association)、UWB (Ultra Wideband)、ZigBee、WFD (Wi-FiDirect) NFC (Near Field Communication) などが用いられる。

また、位置情報モジュールは、移動端末機100の位置を確認または得るためのモジュールである。一例として、GPS(G1obal Position System)モジュールがある。GPSモジュールは、複数の人工衛星から位置情報を受信する。ここで、位置情報は、緯度及び経度で表示される座標情報を含む。

[0031]

おすすめ部170は、キャプチャーデータによっておすすめコンテンツを生成する。おすすめ部170は、移動端末機100の使用パターン情報、ユーザのプロファイル情報、ユーザの生活パターン情報、及びおすすめ要請ジェスチャー感知時の状況情報のうちの少なくとも1つをさらに考慮しておすすめコンテンツを生成する。

すなわち、おすすめ部170は、ユーザの基本情報(性別、年齢、職業、居住地など)、周辺状況情報(位置、天気、Wi-Fiゾーンなど)、デバイス使用パターン情報(アプリケーション利用回数、音楽再生回数、動画再生回数、SNS利用頻度、連絡パターンなど)、ユーザの活動パターン情報(運動回数など)、ユーザのデバイス情報(所有するデバイスの種類、数など)、キャプチャーパネルに保存されているキャプチャーデータなどを考慮して、状況情報に合うコンテンツをユーザにすすめることができる。

本発明の一実施形態に係るおすすめコンテンツは、静止画、動画、音楽、広告コンテンツなどが含まれる。一方、本発明の一実施形態によれば、おすすめ部 1 7 0 は、ユーザログ情報が保存されるサーバと連動しておすすめコンテンツを生成することもできる。

[0032]

制御部180は、通常的に移動端末機100の全般的な動作を制御する。例えば、制御部180は、コンテンツキャプチャー、音声通話、データ通信、ビデオ通話などに係る制御及び処理を行う。すなわち、制御部180は、センシング部110、キャプチャー部1

20

30

40

50

2 0 、メモリ 1 3 0 、ユーザ入力部 1 4 0 、ディスプレイ部 1 5 0 、通信部 1 6 0 、おすすめ部 1 7 0 を全般的に制御する。

また、制御部180は、マルチメディア再生のためのマルチメディアモジュールを備える。マルチメディアモジュールは、制御部180内に具現されてもよく、制御部180と別途に具現されてもよい。

[0033]

一方、本発明の一実施形態に係る外部デバイス200は、移動端末機100と通信可能な装置を意味する。外部デバイス200の一例として、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、デジタル放送用端末機、PDA、PMP、ナビゲーション、タブレットPC、デジタルカメラ、デジタルCE(Consumer Elctronics)器機などがある。デジタルCE機器には、DTV(Digital television)、IPTV(Internet Protocol Television)、ディスプレイ装置付き冷蔵庫、エアコン、プリンタなどがある。

一方、本発明の一実施形態に係る外部デバイス 2 0 0 は、サーバ装置(例えば、SNSサーバなど)を備える。

[0034]

以下では、前記移動端末機100の各構成によりコンテンツをキャプチャーする方法について、図2を参照して詳細に説明する。

図2は、本発明の一実施形態に係るコンテンツキャプチャー方法を説明するためのフローチャートである。図2を参照すれば、本発明の一実施形態に係るコンテンツキャプチャー方法は、図1に示した移動端末機100で時系列的に処理される段階で構成される。よって、以下で省略された内容であっても、図1に示した移動端末機100について以上で記述された内容は、図2のコンテンツキャプチャー方法にも適用されるということが分かる。

[0035]

本発明の一実施形態によれば、センシング部110は、ユーザから入力されたキャプチャー要請ジェスチャーを感知する[S210]。本発明の一実施形態に係るキャプチャー要請ジェスチャーとは、コンテンツのキャプチャーに係るユーザの命令が含まれたジェスチャーを意味する。キャプチャー要請ジェスチャーは既定のものであってもよい。キャプチャー要請ジェスチャーの一例として、キャプチャーキーを押すか、または画面の所定領域をタッチまたはタップするか、または移動端末機100を振るなどのジェスチャーがある。一方、センシング部110は、キャプチャー要請ジェスチャーの維持時間または繰り返し回数を感知することもできる。

[0036]

本発明の一実施形態によれば、キャプチャー部120は、キャプチャー要請ジェスチャーに基づいて少なくとも1つ以上のコンテンツをキャプチャーする[S220]。本発明の一実施形態によれば、キャプチャー部120は、キャプチャー要請ジェスチャーの維持時間または繰り返し回数によってキャプチャーするコンテンツの種類を定める。本発明の一実施形態に係るコンテンツの種類には、内部コンテンツと外部コンテンツとがある。

[0037]

内部コンテンツは、移動端末機100の内部で再生されるコンテンツを意味する。例えば、内部コンテンツには、再生中のサウンドコンテンツ(音楽またはボイスコンテンツ)、再生中の動画コンテンツ(ビデオコンテンツ)、ディスプレイされた静止画コンテンツ(ブックコンテンツ、地図コンテンツ、文書コンテンツ、日程コンテンツ、ウェプページ)などがある。

外部コンテンツは、移動端末機100の外部に存在するコンテンツを意味する。例えば、外部コンテンツには、サウンドコンテンツ(他のデバイスで再生中の音楽、ボイスなど)、動画コンテンツ(放送コンテンツ、映画コンテンツ、広告映像コンテンツなど)、静止画コンテンツ(名刺、チケット、本、映画ポスター、ワインラベル、1次元バーコード、2次元バーコード、ロゴなど)などがある。

20

30

40

50

[0038]

キャプチャー部 1 2 0 が、キャプチャーするコンテンツの種類を定める構成について、図 3 を参照してさらに詳細に説明する。図 3 は、本発明の一実施形態に係るキャプチャーされるコンテンツの種類を選択する方法を説明するための図面である。

センシング部110は、キャプチャー要請ジェスチャーを感知する[S310]。この時、センシング部110によって感知されたキャプチャー要請ジェスチャーの維持時間または繰り返し回数に基づいて、キャプチャー部120は、外部コンテンツをキャプチャーするか、または内部コンテンツをキャプチャーするかを定める[S320]。

[0039]

本発明の一実施形態によれば、キャプチャー部120は、キャプチャー要請ジェスチャーの維持時間が所定時間未満の場合に内部コンテンツをキャプチャーし[S330]、キャプチャー要請ジェスチャーの維持時間が所定時間以上の場合に外部コンテツをキャプチャーする[S340]。例えば、キャプチャー要請ジェスチャーがキャプチャーキを押すジェスチャーである場合、ユーザがキャプチャーキを所定時間以上押せば、外部コンテンツがキャプチャーされ、ユーザがキャプチャーキを所定時間未満押せば、内部コンテンツがキャプチャーされる。本発明の一実施形態に係るキャプチャーキは、ハードウェア入力手段であってもよく、画面の所定領域またはベゼルの所定領域であってもよい。

逆に、キャプチャー部 1 2 0 は、キャプチャー要請ジェスチャーの維持時間が所定時間 未満の場合に外部コンテンツをキャプチャーし、キャプチャー要請ジェスチャーの維持時 間が所定時間以上の場合に内部コンテンツをキャプチャーしてもよい。

[0040]

本発明のさらに別の実施形態によれば、キャプチャー部120は、キャプチャー要請ジェスチャーの繰り返し回数が所定回数未満の場合に内部コンテンツをキャプチャーし[S330]、キャプチャー要請ジェスチャーの繰り返し回数が所定回数以上の場合に外部コンテンツをキャプチャーする[S340]。例えば、キャプチャー要請ジェスチャーが画面の所定領域をタップするジェスチャーである場合、ユーザが画面の所定領域を1回タップすれば、内部コンテンツがキャプチャーされ、ユーザが画面の所定領域を2回タップすれば、外部コンテンツがキャプチャーされる。

逆に、キャプチャー部120は、キャプチャー要請ジェスチャーの繰り返し回数が所定回数未満の場合に外部コンテンツをキャプチャーし、キャプチャー要請ジェスチャーの繰り返し回数が所定回数以上の場合に内部コンテンツをキャプチャーしてもよい。

[0041]

再び図2を参照すれば、キャプチャー部120は、前記キャプチャーされた少なくとも1つ以上のコンテンツに対応するキャプチャーデータを獲得する[S230]。すなわち、本発明の一実施形態によれば、キャプチャー部120は、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを収集する。この時、キャプチャー部120は、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータをメモリ130または外部サーバから収集する。

[0042]

キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージは、キャプチャーされたコンテンツが静止画である場合、キャプチャーされたコンテンツ自体になる。例えば、キャプチャー部 1 2 0 が移動端末機 1 0 0 内部にディスプレイされたウェプページをキャプチャーした場合、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージは、キャプチャーされたウェプページ自体になる。

また、キャプチャーされたコンテンツが音楽などのサウンドである場合、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージは、キャプチャーされたコンテンツに関するイメージである。例えば、キャプチャー部120が移動端末機100内で再生中の音楽コンテンツまたは外部デバイスで再生中の音楽コンテンツをキャプチャーした場合、キャプチャーされた音楽コンテンツに対応するイメージは、アルバムジャケット写真、歌手写真、ミュージックビデオ写真などになる。また、キャプチャー部120が広告映像をキャプチャー

20

30

40

50

した場合、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージは広告商品イメージになり、キャプチャー部 1 2 0 が放送映像をキャプチャーした場合、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージは放送プログラムメインイメージになる。

[0043]

本発明の一実施形態に係るメタデータは、キャプチャーされたコンテンツに関する付加情報、おすすめ情報、リンク情報などを含む。付加情報は、コンテンツがキャプチャーされた時刻、キャプチャーされたコンテンツに関する情報などを含む。おすすめ情報は、キャプチャーされたコンテンツとの連関性及びユーザの個人情報に基づいて生成されたおすすめコンテンツに関する情報を意味する。リンク情報とは、ユーザ端末100が特定コンテンツにアクセスするようにするコンテンツ接続経路に関する情報を意味する。リンク情報の一例として、URL(Uniform/universal Resource Locator)がある。

[0044]

例えば、キャプチャーされたコンテンツが外部デバイスで再生される音楽コンテンツである場合、キャプチャーされたコンテンツに対応するメタデータには、キャプチャーされた時刻、キャプチャーされた場所、歌タイトル、アーティスト、同一アーティストのさらに別の音楽、同一アルバムにあるおすすめ音楽コンテンツ、音源を提供するストリーミングサーバの接続情報などが含まれる。

キャプチャーされたコンテンツが本である場合、キャプチャーされたコンテンツに対応するメタデータには、本のタイトル、作家、キャプチャーされた時刻、キャプチャーされた場所、本を販売する場所、本の評価が紹介されたウェブページアドレス、作家のさらに別の本情報などが含まれる。

すなわち、キャプチャー部 1 2 0 がキャプチャーされたコンテンツを外部サーバに伝送すれば、外部サーバは、キャプチャーされたコンテンツとマッチングされるメタデータを収集し、収集されたメタデータをキャプチャー部 1 2 0 に伝送できる。

[0045]

一方、キャプチャー部 1 2 0 でキャプチャーするコンテンツが外部コンテンツである場合、2 つ以上のコンテンツを同時にキャプチャーしてもよい。本発明の一実施形態によれば、キャプチャー部 1 2 0 は、カメラ 1 2 1 により静止画コンテンツをキャプチャーすると同時に、マイク 1 2 2 によりサウンドコンテンツをキャプチャーする。

例えば、ユーザが音楽が出てくるワインバーでワインラベルをキャプチャーする場合、 キャプチャー部 1 2 0 は、ワインラベルと背景の音楽とを同時にキャプチャーする。この 時、キャプチャー部 1 2 0 は、ワインラベルと背景の音楽それぞれに関するキャプチャー データを生成する。

[0046]

キャプチャー部 1 2 0 は、キャプチャーされたワインラベルに係って、ワインのイメージ、ワインの名称、原産地、ぶどう品種、購買ページ接続アドレスなどのキャプチャーデータを獲得する。また、キャプチャー部 1 2 0 は、キャプチャーされた音楽コンテンツについて、音楽のタイトル、アーティスト、音源提供サイトの接続アドレス、キャプチャー時刻、キャプチャー場所などのキャプチャーデータを獲得する。

本発明の一実施形態によれば、キャプチャー部 1 2 0 は、単純なスクリーンイメージのみをキャプチャーするものではなく、キャプチャー時の端末の状況、コンテンツの付加情報、連関情報、おすすめ情報、リンク情報などキャプチャーされるコンテンツに対応するメタデータまでも共にキャプチャーする。

[0047]

ディスプレイ部150は、前記獲得されたキャプチャーデータを画面の所定領域にディスプレイする[S240]。すなわち、ディスプレイ部150は、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを画面の所定領域にディスプレイする。

例えば、瞻星台がキャプチャーされた場合、瞻星台のイメージ及び瞻星台に関する説明 、キャプチャーされた場所、キャプチャー時間などのメタデータがディスプレイされる。

20

30

40

50

また、映画ポスターがキャプチャーされた場合、キャプチャーされた映画フォスターイメージ及び映画タイトル、監督、出演陣、封切り日時、上映館などのメタデータがディスプレイされる。

[0048]

本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部150は、キャプチャーデータを画面の中央領域にディスプレイする。この時、本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部150は、キャプチャーデータをカード形態にディスプレイする。

複数のキャプチャーデータが同時に獲得された場合、ディスプレイ部150は、複数のキャプチャーデータをいずれもディスプレイしてもよく、そのうちの1つのみを画面の所定領域にディスプレイしてもよい。

一方、本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部150は、キャプチャーデータの獲得時に自動で画面の所定領域に獲得されたキャプチャーデータをディスプレイする。この場合、ユーザはキャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータをコンテンツキャプチャー時にすぐ確認可能になる。

[0049]

センシング部 1 1 0 は、ディスプレイされたキャプチャーデータについてのユーザの選択を感知する[S 2 5 0]。例えば、ユーザがディスプレイされたキャプチャーデータをタップする場合、センシング部 1 1 0 は、ユーザのタップジェスチャーを感知する。

制御部180は、センシング部110によって選択が感知されたキャプチャーデータに対応する詳細情報を提供する[S260]。詳細情報とは、ディスプレイされたイメージ及びメタデータ以外にさらに深みのある情報を意味する。詳細情報は、追加情報として言及される。本発明の一実施形態に係る詳細情報の提供は、キャプチャーデータに関するウェブページをディスプレイするか、または音楽コンテンツをプレイするか、または動画を再生することなどを含む。

[0050]

制御部180は、キャプチャーデータのメタデータに基づいて、詳細情報を提供するためのアプリケーションを選択する。例えば、ユーザによって選択されたキャプチャーデータが音楽コンテンツに対応するキャプチャーデータである場合、制御部180は、音楽ファイルをプレイするためのアプリケーションを選択して音楽ファイルを再生する。ユーザによって選択されたキャプチャーデータがゲームコンテンツに対応するキャプチャーデータである場合、制御部180は、ゲームアプリケーションを実行して該ゲームサービスを提供する。

制御部180は、キャプチャーパネルに前記獲得されたキャプチャーデータを追加する [S270]。キャプチャーパネルは、移動端末機100により獲得されたキャプチャーデータが保存される領域を意味する。キャプチャーパネルにはキャプチャーデータのリストが表示される。本発明の一実施形態に係るキャプチャーパネルは、一種のグラフィックユーザインターフェース(GUI:Graphical User Interface)である。

[0051]

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、キャプチャーパネルに含まれたキャプチャーデータのリストを、キャプチャー時間によって整列する。例えば、制御部180は、最も最近キャプチャーされたコンテンツに対応するキャプチャーデータをキャプチャーパネルの最上位領域に配列する。

本発明のさらに別の実施形態によれば、制御部180は、キャプチャーパネルに含まれたキャプチャーデータのリストをコンテンツの種類に基づいて整列する。例えば、制御部180は、キャプチャーパネルに含まれたキャプチャーデータを静止画コンテンツ、サウンドコンテンツ、動画コンテンツ別に分類して配列する。

[0052]

ディスプレイ部 1 5 0 は、キャプチャーデータが追加されたキャプチャーパネルをディスプレイする [S 2 8 0] 。例えば、キャプチャーデータが獲得された場合、ディスプレ

20

30

40

50

イ部150は、前記獲得されたキャプチャーデータを画面の第1領域にディスプレイし、前記獲得されたキャプチャーデータが追加されたキャプチャーパネルを第2領域にディスプレイする。

この時、本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部 1 5 0 は、キャプチャーパネル全体を第 2 領域にディスプレイしてもよく、キャプチャーパネルの一部を第 2 領域にディスプレイしてもよい。

[0053]

本発明の一実施形態によれば、キャプチャーパネルには、キャプチャーされたコンテンツそれぞれに対応するイメージ及びメタデータが含まれる。本発明の一実施形態によれば、キャプチャーパネルには、コンテンツの種類を示すアイコンがさらに表示される。

これについて、図4及び図5を参照してさらに詳細に説明する。

図 4 は、本発明の一実施形態に係る内部コンテンツキャプチャー方法を説明するための 図面である。

[0054]

図4(a)に示したように、センシング部110は、ユーザから入力された内部コンテンツのキャプチャーを要請するジェスチャーを感知する。内部コンテンツのキャプチャーを要請するジェスチャーの一例として、所定時間以上キャプチャーキを押す行為がある。この時、移動端末機100で歌手「IU」の音楽が再生され、IUのアルバムイメージがディスプレイされているならば、キャプチャー部120は、IUのアルバムイメージが表示されたスクリーンイメージ410をキャプチャーし、現在再生中のIU音楽に関するメタデータ420を、メモリ130または外部サーバから獲得する。IU音楽に関するメタデータ420には、「アーティスト:IU、アルバム:Real me、タイトル:You&I、キャプチャー時間:2012年3月1日」などがある。

[0 0 5 5]

図4(b)に示したように、ディスプレイ部150は、スクリーンイメージ410及びメタデータ420を含むキャプチャーデータを第1領域にディスプレイする。本発明の一実施形態によれば、キャプチャーデータは、カード形態に画面の中央領域にディスプレイされる。したがって、本発明の一実施形態によれば、ユーザは、キャプチャーされたコンテンツに関するイメージ及びメタデータをすぐ確認可能になる。

また、制御部180は、キャプチャーされたスクリーンイメージ410及びメタデータ420を含むキャプチャーデータをキャプチャーシキャプチャーパネル300に追加する。この時、本発明の一実施形態によれば、キャプチャーパネル300の最上位領域に新たに獲得されたキャプチャーデータが追加される。そしてディスプレイ部150は、キャプチャーデータが追加されたキャプチャーパネル300を画面の一側面にディスプレイする

すなわち、本発明の一実施形態によれば、ユーザが内部コンテンツをキャプチャーする場合、ディスプレイ部150は、新たに生成されたキャプチャーデータを画面の中央にディスプレイし、画面の一側面にはキャプチャーパネル300の全部または一部をディスプレイする。この時、ユーザは、キャプチャーパネル300に新たに獲得されたキャプチャーデータが保存されたかどうかが確認できる。

[0 0 5 6]

図4(c)に示したように、本発明の一実施形態に係るキャプチャーパネル300には、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータがディスプレイされる。この時、本発明の一実施形態によれば、キャプチャーパネル300に含まれたキャプチャーデータのリストは、時間順またはコンテンツ種類順に配列される。

一方、キャプチャーパネル300の一部イメージのみがディスプレイされた場合、ユーザはキャプチャーパネル300をタッチし、タッチを維持したまま画面の内側方向にドラッグする。この時、ディスプレイ部150は、キャプチャーパネル300の全体イメージをユーザに提供する。本発明の一実施形態によれば、ユーザは、キャプチャーパネル300に含まれたキャプチャーデータのリストを通じて、過去に自分がキャプチャーしたコン

テンツに対応するキャプチャーデータを一括的に確認する。

[0057]

図 5 は、本発明の一実施形態に係る外部コンテンツキャプチャー方法を説明するための 図面である。

図 5 に示したように、センシング部 1 1 0 は、ユーザから入力された外部コンテンツのキャプチャーを要請するジェスチャーを感知する。外部コンテンツのキャプチャーを要請するジェスチャーの一例として、キャプチャーキを所定時間以上押す行為がある。

図 5 (a) に示したように、音楽が出てくる書店でユーザが本を見ている途中で特定の本に興味を感じてその本をキャプチャーしたい時がありうる。この場合、ユーザは、外部コンテンツをキャプチャーするためのジェスチャーをとる。

図 5 (b) に示したように、キャプチャー部 1 2 0 は、ユーザのキャプチャー要請ジェスチャーに基づいて外部コンテンツをキャプチャーする。この時、周辺で音楽が流れているので、キャプチャー部 1 2 0 は、本イメージと共に背景の音楽もキャプチャーできる。 【 0 0 5 8 】

図 5 (c) に示したように、キャプチャー部 1 2 0 は、音楽に対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータ 1 5 1 0 と、本に対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータ 2 5 2 0を生成する。制御部 1 8 0 は、生成されたキャプチャーデータ 1 5 1 0 及びキャプチャーデータ 2 5 2 0をキャプチャーデータ 2 5 2 0をキャプチャーデータ 2 5 2 0をキャプチャーする時にキャプチャーパネル 3 0 0 に自動で追加してもよく、ユーザの別途のジェスチャーがある場合に追加してもよい。

そして、ディスプレイ部150は、新たに生成されたキャプチャーデータ1 510及びキャプチャーデータ2 520のうちの少なくとも1つを第1領域にディスプレイし、キャプチャーパネル300を第2領域にディスプレイする。

図 5 (d) に示したように、キャプチャーパネル 3 0 0 には、ユーザによってキャプチャーされたキャプチャーデータ 1 5 1 0 及びキャプチャーデータ 2 5 2 0 が保存される。本発明の一実施形態によれば、ユーザは、キャプチャーパネル 3 0 0 に追加されたキャプチャーデータが自分の所望のキャプチャーデータではない場合、キャプチャーパネル 3 0 0 から除去してもよい。

[0059]

再び図2に戻れば、キャプチャーデータが獲得された場合、ディスプレイ部150は、キャプチャーデータを第1領域にディスプレイし、共有パネルを第2領域にディスプレイする[S290]。

共有パネルは、データを共有するための外部デバイス200の識別情報のリストが表示される統合通信パネルを意味する。ユーザによって共有パネルに含まれた少なくとも1つの外部デバイス200の識別情報が選択される場合、通信部160は、選択された外部デバイス200と通信する。本発明の一実施形態に係る外部デバイス200の識別情報には、外部デバイス200のユーザ識別情報、グループ識別情報、サーバ識別情報などが含まれる。また、共有パネルは、電話帳リスト及びSNSリストを含む。SNSリストは、SNS上で知人関係と登録されたユーザに関する識別リストを意味する。

これについて、図6を参照してさらに詳細に説明する。

[0060]

図 6 は、本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータの獲得時、共有パネルをディスプレイする画面を示す図面である。

ユーザのキャプチャー要請ジェスチャーによって、移動端末機100は、地図アプリケーション実行中に地図イメージ610をキャプチャーする。この時、ディスプレイ部15 0は、キャプチャーされた地図イメージ610及びキャプチャーされた地図イメージに関するメタデータ620を画面の第1領域にディスプレイし、画面の一側面には共有パネル400をディスプレイする。

[0061]

10

20

30

20

30

40

50

共有パネル 4 0 0 には、外部デバイス 2 0 0 のユーザ識別情報 4 0 0 - 1 、外部デバイス 2 0 0 の識別値 4 0 0 - 2 、グループ識別情報 4 0 0 - 3 、 S N S サーバ識別情報 4 0 0 - 4 、エージェント識別情報 4 0 0 - 5 などが含まれる。

外部デバイス200のユーザ識別情報400・1には、友達のプロフィールイメージ、電話番号、IDなどが含まれる。外部デバイス200の識別値400・2には、スマートTV、タブレットPCなどのCE器機識別イメージまたはデバイスIDが含まれる。グループ識別情報400・3には、少なくとも2つ以上のユーザ識別情報、グループ人、グループイメージなどが含まれる。

SNSサーバ識別情報400・4には、SNSサーバを示すイメージ、接続アドレス、 勘定情報などが含まれる。「SNS(Social Networking Servic e)」とは、オンライン上で不特定の他人と関係を結べるサービスを意味する。ユーザは SNSを通じて人脈を新たに築くか、既存人脈との関係を強化させる。

[0062]

一方、制御部180は、共有パネル400に含まれた外部デバイス200の識別情報のリストを、通信時間、通信回数、及び移動端末機100と外部デバイス200のとの距離のうちの少なくとも1つに基づいて整列する。すなわち、制御部180は、最近通信した順序で外部デバイス200の識別情報を整列してもよく、通信回数によって頻繁に通信する順序で外部デバイス200の識別情報を整列してもよい。また、制御部180は、近距離に存在するデバイス順に外部デバイス200の識別情報を整列してもよい。

したがって、ユーザは共有パネル400を用いて、他のユーザまたは家族などのグループとのチャット、通話、放送などを自由に行える。また、ユーザは共有パネル400を通じてキャプチャーデータを、フェイスブックなどのSNSサーバまたはTVなどの外部デバイス200に直ぐ伝送する。

[0063]

例えば、図6に示したように、本発明の一実施形態によれば、ユーザは「PizzaSuprema」という食堂の位置が表示された地図イメージをキャプチャーし、キャプチャーされた「PizzaSuprema」の位置が表示された地図イメージ610、及びそれに関するメタデータ(食堂の名前、アドレス、地図アプリケーション情報、キャプチャー時間、キャプチャー場所など)620を共有パネル400に含まれた外部デバイス200に簡便に伝送できる。

[0064]

本発明の一実施形態によれば、キャプチャーデータが獲得された場合、ディスプレイ部150は、前記獲得されたキャプチャーデータを第1領域にディスプレイし、前記獲得されたキャプチャーデータが追加されたキャプチャーパネル300を第2領域にディスプレイし、共有パネル400を第3領域にディスプレイしてもよい。

この時、本発明の一実施形態によれば、前記第1領域は画面の中央から所定距離内に位置し、第2領域は画面の一側に位置し、第3領域は画面の他側に位置する。図7を参照して詳細に説明する。

[0065]

図 7 は、本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータの獲得時、キャプチャーパネル3 0 0 及び共有パネル 4 0 0 をディスプレイする画面を示す図面である。

図 7 に示したように、キャプチャー部 1 2 0 は、ユーザのキャプチャー要請ジェスチャーによってディスプレイされた地図イメージをキャプチャーし、地図イメージに関するメタデータを収集して、キャプチャーされた地図イメージに対応するキャプチャーデータを獲得する。

この場合、ディスプレイ部 1 5 0 は、キャプチャー部 1 2 0 によってキャプチャーされた地図イメージ、及びメタデータを含むキャプチャーデータ 5 0 0 を画面の中央領域にディスプレイする。そしてディスプレイ部 1 5 0 は、キャプチャーパネル 3 0 0 を画面の左側にディスプレイし、共有パネル 4 0 0 を画面の右側にディスプレイする。しかしながら、キャプチャーデータ 5 0 0、キャプチャーパネル 3 0 0、共有パネル 4 0 0 の位置がこ

20

30

40

50

れに固定されるものではない。ディスプレイ部 1 5 0 は、キャプチャーデータ 5 0 0 、キャプチャーパネル 3 0 0 、共有パネル 4 0 0 を多様に配列できるものである。

[0066]

ユーザが共有パネル400を通じてキャプチャーデータを伝送する構成について、図8を参照してさらに詳細に説明する。

図8は、本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータを共有する画面を示す図面である。

図8(a)に示したように、本発明の一実施形態によれば、キャプチャー部120によって獲得されたキャプチャーデータ500は画面の第1領域にディスプレイされ、共有パネル400は画面の第2領域にディスプレイされる。この場合、ユーザはキャプチャーデータ500をドラッグして、共有パネル400内の外部デバイス200の識別情報にドロップする。

この時、センシング部 1 1 0 は、前記第 1 領域から前記第 2 領域へのドラッグ・アンド・ドロップ(drag and drop)ジェスチャーを感知する。これによって、通信部 1 6 0 は、前記第 2 領域のドロップ位置に対応する外部デバイス 2 0 0 にキャプチャーデータを伝送する。

[0067]

例えば、ユーザAがユーザBとお昼を食べるため、食堂の位置が表示された地図をキャプチャーしてユーザBのデバイスに伝送する場合を仮定する。この場合、ユーザAが食堂の位置が表示された地図イメージを移動端末機100内でキャプチャーすれば、キャプチャー部120は、地図イメージだけではなく地図イメージに関するメタデータまでキャプチャーする。そしてディスプレイ部150は、地図イメージ及びメタデータが含まれたキャプチャーデータを第1領域にディスプレイし、ユーザBの識別情報が含まれた共有パル400を画面の第2領域にディスプレイする。この時、ユーザAは、キャプチャーデータをドラッグして共有パネル400上のユーザBの識別情報上におけば、通信部160は、キャプチャーデータをユーザBのデバイスに伝送する。キャプチャーデータには、イメージだけではなくメタデータ情報も含まれているので、ユーザBは、自分のデバイスを通じて地図イメージがキャプチャーされた地図アプリケーションを実行させてみてもよい。

[0068]

図8(b)に示したように、本発明のさらに別の実施形態によれば、獲得されたキャプチャーデータ500及び共有パネル400が画面にディスプレイされた場合、ユーザは、前記共有パネル400に含まれた少なくとも1つ以上の外部デバイス2000歳別情報をタップすることで、キャプチャーデータを外部デバイス200に伝送してもよい。

例えば、ユーザ A が共有パネル 4 0 0 上のユーザ B の識別情報をタップする場合、センシング部 1 1 0 は、ユーザのタップジェスチャーを感知し、通信部 1 6 0 は、感知されたタップジェスチャーに対応するユーザ B のデバイスにキャプチャーデータを伝送する。

[0069]

以下、移動端末機100の各構成を用いてキャプチャーデータを提供する方法について、図9を参照してさらに詳細に説明する。

図9は、本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータ提供方法を説明するためのフローチャートである。図9を参照すれば、本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータ提供方法は、図1に示した移動端末機100で時系列的に処理される段階で構成される。よって、以下で省略された内容であっても、図1に示した移動端末機100に関して以上で記述された内容は、図9のキャプチャーデータ提供方法にも適用されることが分かる。

[0070]

センシング部110は、ユーザによって入力されたキャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知する[S910]。本発明の一実施形態に係るキャプチャーパネル要請ジェスチャーとは、キャプチャーパネル300の表示に関するユーザの命令が含まれているジェスチャーを意味する。キャプチャーパネル要請ジェスチャーは既定のものであってもよい。本発明の一実施形態に係るキャプチャーパネル要請ジェスチャーは、画面の外側の所定

位置で画面の内側方向にフリックするフリックジェスチャーを含む。画面の外側は画面の外縁領域だけではなくベゼル領域も含む。すなわち、本発明の一実施形態によれば、ユーザは、ベゼルまたは画面の外縁領域の所定位置で画面の内側方向に指をフリックすることでキャプチャーパネル300を要請する。

本発明のさらに別の実施形態によれば、キャプチャーパネル要請ジェスチャーは、画面の所定領域をタッチまたはタップするか、または移動端末機 1 0 0 を所定パターンで振る行為なども含む。

[0071]

ディスプレイ部 1 5 0 は、前記感知されたキャプチャーパネル要請ジェスチャーに応答し、キャプチャーデータのリストを含むキャプチャーパネル 3 0 0 を画面にディスプレイする [S 9 2 0]。すなわち、ディスプレイ部 1 5 0 は、前記キャプチャーパネル要請ジェスチャーに応答し、画面の一側に一部が表示または隠されたキャプチャーパネルの全体形状をディスプレイする。

本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータは、移動端末機100によりキャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを含む。すなわち、ディスプレイ部150は、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータのリストを含むキャプチャーパネル300をディスプレイする。

本発明の一実施形態に係るキャプチャーされたコンテンツは、静止画、動画、及びサウンドのうちの少なくとも 1 つを含む。また、本発明の一実施形態に係るキャプチャーされたコンテンツは、内部コンテンツまたは外部コンテンツである。

[0072]

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、キャプチャーパネル300に含まれたキャプチャーデータのリストをキャプチャー時間に基づいて整列する。例えば、キャプチャーされた時間が現在に近いキャプチャーデータであるほどキャプチャーパネル300の上位領域に配列される。

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、コンテンツの種類に基づいてキャプチャーデータのリストを整列してもよい。すなわち、制御部180は、内部コンテンツまたは外部コンテンツ別にキャプチャーデータのリストを提供してもよく、静止画、動画、イメージ別でキャプチャーデータのリストを提供してもよい。

[0073]

本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部150は、ユーザのフリックジェスチャーによってキャプチャーパネル300の全体イメージを1回に提供してもよく、ユーザのフリックジェスチャーの維持時間、フリック長さ、フリック回数によってキャプチャーパネル300を分けてディスプレイしてもよい。

例えば、ユーザの第 1 次フリックジェスチャーが感知された場合、ディスプレイ部 1 5 0 が、隠されていたキャプチャーパネル 3 0 0 の一部形状またはキュー(c u e)をディスプレイし、ユーザの第 2 次フリックジェスチャーが感知される場合、ディスプレイ部 1 5 0 がキャプチャーパネル 3 0 0 の全体イメージをディスプレイしてもよい。

本発明の一実施形態によれば、センシング部 1 1 0 が、キャプチャーパネル要請ジェスチャーとして、画面の外側の所定位置で画面の内側方向にフリックするフリックジェスチャーを感知した場合、ディスプレイ部 1 5 0 は、フリックジェスチャーによって画面の外側の所定位置で画面の内側方向にキャプチャーパネル 3 0 0 が示されるディスプレイする

[0074]

以下、図10を参照して、キャプチャーパネル300のキャプチャーデータ提供方法を さらに詳細に説明する。

図10は、本発明の一実施形態に係るキャプチャーパネルを説明するための図面である

図10(a)に示したように、ホームスクリーンまたはアプリケーション実行中に、センシング部110はキャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知する。例えば、左側ベゼ

10

20

30

40

20

30

40

50

ルから右側方向にフリックするジェスチャーがキャプチャーパネル要請ジェスチャーとして既定されている。この場合、ユーザが左側ベゼルから右側方向に指を用いてフリックする場合、センシング部110は、キャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知する。

[0075]

この時、ディスプレイ部 1 5 0 は、キャプチャーパネル要請ジェスチャーによってキャプチャーパネル 3 0 0 を画面にディスプレイする。本発明の一実施形態によれば、ユーザが左側ベゼルを右側方向にフリックしたので、キャプチャーパネル 3 0 0 は左側ベゼルから右側方向に出現する。

キャプチャーパネル要請ジェスチャーは多様に設定される。例えば、キャプチャーパネル要請ジェスチャーは、左側ベゼルから右側方向にフリックするジェスチャーだけではなく、右側ベゼルから左側方向にフリックするジェスチャー、下側ベゼルから上側方向にフリックするジェスチャーなどを含む。

[0076]

図10(b)に示したように、本発明の一実施形態によれば、キャプチャーデータのリストは、キャプチャーデータに対応するイメージ1030、メタデータ1020及びコンテンツの種類を示すアイコン1010のうちの少なくとも1つを含む。例えば、サウンドコンテンツに関するキャプチャーデータは「 」アイコンで表示し、静止画に関するキャプチャーデータは「 」アイコンで表示する。

また、本発明の一実施形態によれば、キャプチャーパネル300には複数のキャプチャーデータが表示されるので、ユーザは上下にスクロールを動かすか、または画面をタッチ後に上下にドラッグすることで、キャプチャーパネル300に保存された多様なキャプチャーデータを確認する。

[0077]

一方、キャプチャーパネル要請ジェスチャーは、ユーザから入力された少なくとも1つ以上のコンテンツについてのキャプチャー要請ジェスチャーを含む。すなわち、本発明の一実施形態によれば、キャプチャー要請ジェスチャーが感知された場合にも、ディスプレイ部150はキャプチャーパネル300をディスプレイする。例えば、図7に示したように、ディスプレイ部150は、キャプチャー要請ジェスチャーによって獲得されたキャプチャーデータを画面の第1領域にディスプレイし、前記獲得されたキャプチャーデータが追加されたキャプチャーパネル300を画面の第2領域にディスプレイする。コンテンツをキャプチャーする方法については図2で説明したので、ここでは別途の説明を省略する

[0078]

再び図9に戻れば、センシング部110は、キャプチャーパネル300に含まれたキャプチャーデータのリストのうちの少なくとも1つのキャプチャーデータについての選択ジェスチャーを感知する[S930]。例えば、ユーザは少なくとも1つのキャプチャーデータ項目をタッチまたはタップするか、またはスイープする。

この場合、制御部180は選択ジェスチャーの種類によって、選択が感知されたキャプチャーデータに対応する詳細情報を提供してもよく、共有モードに切り換えてもよい [S940]。

[0079]

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、選択ジェスチャーが第1ジェスチャーである場合、選択が感知されたキャプチャーデータに含まれたメタデータに基づいて、選択が感知されたキャプチャーデータに対応する詳細情報を提供する[S950]。この時、本発明の一実施形態によれば、制御部180は、選択が感知されたキャプチャーデータに関する詳細情報を提供するためのアプリケーションを選択し、選択されたアプリケーションを実行する。

例えば、ユーザがキャプチャーパネル300で選択したキャプチャーデータが音楽コン

20

30

40

50

テンツに関するものならば、制御部180は、音楽コンテンツについてのストリーミングページを行える。ユーザがキャプチャーパネル300で選択したキャプチャーデータが、日程(schedule)に関するものならば、制御部180は、日程アプリケーションを実行できる。ユーザがキャプチャーパネル300で選択したキャプチャーデータが映画コンテンツに関するものならば、制御部180は映画ファイルを再生する。

[0 8 0 0]

本発明の一実施形態によれば、センシング部110は、選択ジェスチャーが第2ジェスチャーである場合、キャプチャーデータを外部デバイスに伝送するための共有パネルがディスプレイされる共有モードに切り換える[S960]。本発明の一実施形態によれば、第2ジェスチャーは共有パネル要請ジェスチャーである。共有パネル要請ジェスチャーとは、外部デバイス200とデータを共有するための共有パネル400のディスプレイを要請するジェスチャーを意味する。本発明の一実施形態に係る共有パネル要請ジェスチャーは、既定のものであってもよい。本発明の一実施形態に係る共有パネル要請ジェスチャーには、フリックジェスチャー、スイープジェスチャーなどがある。

ディスプレイ部 1 5 0 は、前記感知された共有パネル要請ジェスチャーに応答し、外部デバイス 2 0 0 の識別情報のリストが含まれた共有パネル 4 0 0 を画面の一側にディスプレイする。

[0081]

例えば、本発明の一実施形態によれば、キャプチャーパネル300がディスプレイされた状態で、ユーザが画面の外側の所定位置で画面の内側方向にフリックするジェスチャーをとる場合、ディスプレイ部150は、共有パネル400を画面の一側面にディスプレイする。

この時、センシング部110は、画面にディスプレイされたキャプチャーパネル300の第1ポイントから、画面にディスプレイされた共有パネル400の第2ポイントへのドラッグ・アンド・ドロップジェスチャーを感知する。この場合、通信部160は、前記感知されたドラッグ・アンド・ドロップジェスチャーに基づいて、前記第1ポイントに対応するキャプチャーデータを前記第2ポイントに対応する外部デバイス200に伝送する。

[0082]

本発明のさらに別の実施形態によれば、ディスプレイされたキャプチャーパネル 3 0 0 に含まれたキャプチャーデータのリストのうちの少なくとも 1 つのキャプチャーデータについてのスイープジェスチャーが感知された場合、制御部 1 8 0 は共有モードに切り換える。

すなわち、ディスプレイ部150は、スイープジェスチャーに対応するキャプチャーデータを画面の第1領域にディスプレイし、共有パネル400を画面の第2領域にディスプレイし、キャプチャーパネル300を画面の第3領域にディスプレイする。

[0083]

本発明の一実施形態によれば、第1領域は画面の中央から所定距離内に位置し、第2領域は画面の一側に位置し、第3領域は画面の他側に位置する。これに関して、図11を参照して詳細に説明する。

図 1 1 は、本発明の一実施形態に係るキャプチャーパネルでキャプチャーデータを共有する方法を説明するための図面である。

[0084]

図11(a)に示したように、ディスプレイ部150は、ユーザのキャプチャーパネル要請ジェスチャーに基づいて、キャプチャーデータのリストが含まれたキャプチャーパネル300を画面にディスプレイする。この時、センシング部110は、キャプチャーデータ2(メタデータ2+イメージ2)項目についてのユーザのスイープジェスチャーを感知する。スイープとは、ドラッグの一種であり、オブジェクトを所定時間以上タッチせず、画面の第1点から第2点まで指またはタッチペンで掃くように移動することを意味する。

図 1 1 (b) に示したように、キャプチャーパネル 3 0 0 に含まれたキャプチャーデータのリストのうちの少なくとも 1 つのキャプチャーデータについてのスイープジェスチャ

ーが感知された場合、ディスプレイ部150は、スイープジェスチャーに対応するキャプチャーデータ2(メタデータ2 + イメージ2)を画面の中央領域にディスプレイし、画面の左側にはキャプチャーパネル300を、画面の右側には共有パネル400をディスプレイする。

[0085]

本発明の一実施形態によれば、センシング部110は、共有パネル400に含まれた少なくとも1つ以上の外部デバイス200の識別情報についてのタップジェスチャーを感知する。この時、通信部160は、タップジェスチャーに対応する外部デバイス200に、前記スイープジェスチャーに対応するキャプチャーデータを伝送する。

例えば、ユーザがキャプチャーパネル300に含まれたキャプチャーデータのうちの地図コンテンツに関するキャプチャーデータ2を友達 X と共有することを所望する場合、ユーザは左側ベゼルを右側方向にフリックしてキャプチャーパネル300をディスプレイする。そしてユーザは、キャプチャーパネル300で地図コンテンツに関するキャプチャーデータ2がディスプレイされた領域をスイープする。

この場合、ディスプレイ部150は、地図コンテンツに対応するキャプチャーデータ2を画面の中央領域にディスプレイし、左側にはキャプチャーパネル300を、右側には共有パネル400をディスプレイする。この時、ユーザが共有パネル400に含まれた友達 X の識別情報をタップすれば、通信部160は、友達 X のデバイスに地図コンテンツに対応するキャプチャーデータ2を伝送する。

[0086]

以下、移動端末機100の各構成を用いてデータを外部デバイス200と共有する方法 について、図12を参照してさらに詳細に説明する。

図12は、本発明の一実施形態に係るデータ共有方法を説明するための図面である。図12を参照すれば、本発明の一実施形態に係るデータ共有方法は、図1に示した移動端末機100で時系列的に処理される段階で構成される。よって、以下で省略された内容であっても図1に示した移動端末機100に関して以上で記述された内容は、図12のデータ共有方法にも適用されるということが分かる。

図12は、本発明の一実施形態に係るデータ共有方法を説明するための図面である。

センシング部110は、ユーザから入力された共有パネル要請ジェスチャーを感知する [S1210]。共有パネル要請ジェスチャーとは、外部デバイス200とデータを共有 するための共有パネル400のディスプレイを要請するジェスチャーを意味する。本発明 の一実施形態に係る共有パネル要請ジェスチャーは既定のものであってもよい。

[0087]

本発明の一実施形態によれば、共有パネル要請ジェスチャーは、画面の外側の所定位置で画面の内側方向にフリックするフリックジェスチャーを含む。画面の外側は、画面の外縁領域だけではなくベゼル領域も含む。すなわち、本発明の一実施形態によれば、ユーザはベゼルまたは画面の外縁領域の所定位置で画面の内側方向に指をフリックすることで共有パネル400を要請する。

本発明のさらに別の実施形態によれば、共有パネル要請ジェスチャーは画面の所定領域をタッチまたはタップするか、または移動端末機 1 0 0 を所定パターンで振る行為なども含む。

ディスプレイ部 1 5 0 は、共有パネル要請ジェスチャーに応答し、画面の一側に隠された外部デバイスの識別情報のリストが含まれた共有パネルを示して前記画面の一側にディスプレイする[S 1 2 2 0]。

本発明の一実施形態に係る画面の一側にディスプレイされた共有パネルは、外部デバイス 2 0 0 の識別情報に対応するサムネイルイメージが表示される。

[0088]

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、共有パネル400に備えられた外部デバイスの識別情報のリストを通信時間に基づいて整列する。すなわち、制御部180は、最近に通信した外部デバイスの識別情報であるほど共有パネル400の上位領域に配する

10

20

30

40

。この場合、ユーザは、最近通信リストによってデータを共有する外部デバイス 2 0 0 を 選択する。

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、通信回数に基づいて共有パネル400に含まれた外部デバイス200の識別情報のリストを整列してもよい。すなわち、制御部180は、ユーザが頻繁に通信する外部デバイス200の識別情報を共有パネル400の上位領域に配する。

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、移動端末機100と外部デバイス200との距離に基づいて、共有パネル400に含まれた外部デバイス200の識別情報のリストを整列してもよい。すなわち、制御部180は、GPSまたはブルートゥースなどの近距離通信技術を用いて、近くに存在する外部デバイス200らを検索(scan)し、より近くにある外部デバイス200の識別情報を共有パネル400の上位領域に配してもよい。

[0089]

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、データを共有するための外部デバイス 200の識別情報をすすめることもできる。もし、ユーザが一般的に友達A、友達B、友達Cに同時にデータを伝送する回数が所定回数以上の場合、ユーザが友達Aの識別情報のみを選択しても、制御部180は、友達Bと友達Cとの識別情報を共有パネル400の最上位領域に配することで、ユーザにすすめる。

また、ユーザが音楽コンテンツを外部デバイス200と共有しようとする場合、制御部180は、所定回数以上ユーザと音楽コンテンツを共有した友達 X 、友達 Y 、友達 Z の識別情報を共有パネル400の上位に表示することで、音楽コンテンツを共有する相手をすすめることもできる。

[0090]

本発明の一実施形態に係る共有パネル400は、フリックジェスチャーによって、画面の外側の所定位置で画面の内側方向に出現する。

本発明の一実施形態によれば、センシング部110は、画面の一側にディスプレイされた共有パネル400についての詳細情報要請ジェスチャーを感知する[S1230]。本発明の一実施形態に係る詳細情報要請ジェスチャーには、画面の一側面にディスプレイされた共有パネル400から前記画面の内側方向にフリックするジェスチャーが含まれる。

[0091]

ディスプレイ部150は、詳細情報要請ジェスチャーに応答し、共有パネル400を画面の内側方向に確張してディスプレイする[S1240]。この時、確張してディスプレイされた共有パネル400には、外部デバイス200の識別情報に対応する詳細情報が表示される。外部デバイス200の識別情報に対応する詳細情報には、外部デバイス200に関する速成情報、外部デバイス200のユーザとの関係情報、外部デバイス200または外部デバイス200のユーザの識別イメージなどが含まれる。

すなわち、本発明の一実施形態によれば、ユーザの第1次フリックジェスチャーが感知された場合、ディスプレイ部150は、サムネイルイメージなどが簡単に表示された共有パネル400を画面の一側面にディスプレイし、ユーザの第2次フリックジェスチャーが感知される場合、外部デバイス200の識別情報に対応する詳細情報が含まれた共有パネル400をディスプレイする。

[0092]

本発明の一実施形態によれば、ホームスクリーンがディスプレイされるか、または所定アプリケーションが実行される途中で、ユーザは移動端末機100に共有パネル400を要請する。すなわち、センシング部110は、所定アプリケーションの実行中にユーザから入力された共有パネル要請ジェスチャーを感知する。この場合、ディスプレイ部150は共有パネル要請ジェスチャーに応答し、所定アプリケーション実行中に共有パネル400を画面の一側面にディスプレイする。

この時、ユーザが実行中のアプリケーションのキャプチャーを要請する場合、キャプチャー部120は、実行中のアプリケーションをキャプチャーし、実行中のアプリケーショ

10

20

30

40

ンに対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータを獲得する。

[0093]

一方、センシング部 1 1 0 は、ディスプレイされた共有パネル 4 0 0 に含まれた少なくとも 1 つ以上の外部デバイス 2 0 0 の識別情報についての第 1 選択ジェスチャーを感知する。

第1選択ジェスチャーは、タップジェスチャー、タッチ&ホールドジェスチャー、ダブルタップジェスチャー、フリックジェスチャーなどがある。この場合、通信部160は、第1選択ジェスチャーに対応する外部デバイス200に共有データを伝送する。共有データとは、ユーザが外部デバイス200と共有することを所望するデータを意味する。共有データの一例として、キャプチャーデータがある。

[0094]

本発明の一実施形態に係る外部デバイス200の識別情報は、外部デバイス200のユーザ識別情報、グループ識別情報、サーバ識別情報、及び外部デバイス200の識別値のうちの少なくとも1つを含む。

本発明の一実施形態によれば、制御部180は、第1選択ジェスチャーが感知された外部デバイス200の識別情報に基づいて共有データを伝送するためのアプリケーションを選択し、選択されたアプリケーションを実行できる。通信部160は、行われたアプリケーションを通じて共有データを、第1選択ジェスチャーに対応する外部デバイス200に伝送する。

[0095]

すなわち、本発明の一実施形態によれば、ユーザが外部デバイス200の識別情報として友達の電話番号を選択する場合、制御部180は、メッセージ伝送、チャット、または電話通話のためのアプリケーションを実行できる。ユーザが外部デバイス200の識別情報としてSNSサーバを選択した場合、制御部180は、SNSサーバに接続するためのアプリケーションを実行できる。

また、ユーザが外部デバイス200の識別情報として、キャスト可能なデバイス識別値を選択する場合、制御部180は、キャストのためのアプリケーションを実行できる。本発明の一実施形態によれば、ユーザは、近距離または遠距離に存在する複数の外部デバイス200にキャストにより同時にデータを共有させる。通信部160は、WFD(Wi-Fi Direct)などの近距離通信を用いて近距離に存在する外部デバイス200にキャストできる。図13を参照して、共有パネル400を用いるデータ共有方法についてさらに詳細に説明する。

[0096]

図13は、本発明の一実施形態に係る共有パネルを説明するための図面である。

図13(a)に示したように、本発明の一実施形態によれば、ユーザはYouTube アプリケーション再生中に右側ベゼルを左側方向にフリックする。この場合、画面の右側に共有パネル400が示される。共有パネル400には、データを共有する外部デバイス200の識別情報が含まれている。

図13(b)に示したように、ユーザが右側にディスプレイされた共有パネル400を 左側方向にもう1回フリックする場合、共有パネル400が左側方向に拡張してディスプ レイされる。拡張してディスプレイされた共有パネル400には、外部デバイス200の 識別情報に関する詳細情報が含まれている。

図13(c)に示したように、ユーザが共有パネル400でKevinを選択した場合、通信部160は、Kevinのデバイスと通信を確立する。よって、本発明の一実施形態によれば、ユーザは簡単なジェスチャーだけで通信リストが含まれた共有パネル400を呼び寄せることができ、共有パネル400を通じて外部デバイス200のユーザと簡便に通信可能になる。

[0097]

本発明の一実施形態によれば、センシング部110は、ユーザから入力された少なくとも1つ以上のコンテンツについてのキャプチャー要請ジェスチャーを感知する。この場合

10

20

30

40

、ディスプレイ部 1 5 0 は、前記キャプチャー要請ジェスチャーに応答し、少なくとも 1 つ以上のコンテンツについてのイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータを画面の第 1 領域にディスプレイし、共有パネル 4 0 0 を画面の一側面である第 2 領域にディスプレイしてもよい。

本発明の一実施形態によれば、センシング部 1 1 0 が、前記第 1 領域から前記第 2 領域へのドラッグ・アンド・ドロップジェスチャーを感知すれば、制御部 1 8 0 は、通信部 1 6 0 が前記第 2 領域のドロップ位置に対応する外部デバイス 2 0 0 に前記キャプチャーデータを伝送するように制御する。

本発明のさらに別の実施形態によれば、センシング部110が、共有パネル400に含まれた少なくとも1つ以上の外部デバイス200の識別情報についてのタップジェスチャーを感知する場合、制御部180は、通信部160が前記感知されたタップジェスチャーに対応する外部デバイス200にキャプチャーデータを伝送するように制御する。これについて図14を参照して詳細に説明する。

[0098]

図 1 4 は、本発明の一実施形態に係る共有パネルを用いて外部デバイス 2 0 0 と通信する方法を説明するための図面である。

図14(a)に示したように、本発明の一実施形態によれば、ユーザは、画面にディスプレイされた地図イメージをキャプチャーするためにキャプチャーキーを押す。この時、センシング部110はキャプチャー要請ジェスチャーを感知する。キャプチャー要請ジェスチャーに関する具体的な説明は省略する。

ディスプレイ部150は、キャプチャー要請ジェスチャーに応答し、キャプチャーされた地図イメージ及び地図イメージに関するメタデータを含むキャプチャーデータをディスプレイする。また、ディスプレイ部150は、キャプチャーデータと共に画面の一側面に共有パネル400をディスプレイする。

この場合、ユーザは、キャプチャーデータを共有パネル400にある特定外部デバイス 200の識別情報にドラッグする。例えば、ユーザがキャプチャーデータをドラッグして 友達A(Gastronauts)の識別情報上におく場合、キャプチャーデータは友達 A(Gastronauts)のデバイスに伝送される。

図 1 4 (b) に示したように、ユーザのドラッグ・アンド・ドロップジェスチャーによって、制御部 1 8 0 はメッセンジャープログラムを行い、ユーザは友達 A (G a s t r o n a u t s) とチャットを行える。すなわち、本発明の一実施形態によれば、ユーザはキャプチャーデータをキャプチャーして簡単に他人と共有する。

[0099]

一方、本発明の一実施形態によれば、共有パネル400が画面の一側面にディスプレイされた状態で、センシング部110は、ユーザによって入力されたキャプチャーパネル要請ジェスチャーを感知する。

この時、ディスプレイ部 1 5 0 は、キャプチャーパネル要請ジェスチャーに応答し、キャプチャーデータのリストを含むキャプチャーパネル 3 0 0 を画面の他側面にディスプレイする。

[0100]

本発明の一実施形態によれば、共有パネル要請ジェスチャーは、ベゼル内の第1ポイントで第1方向にフリックするフリックジェスチャーを含み、キャプチャーパネル要請ジェスチャーは、ベゼル内の第2ポイントで第2方向にフリックするフリックジェスチャーを含む。

この場合、共有パネル400は、前記共有パネル要請ジェスチャーが感知されれば、ベゼル内の第1ポイントで第1方向に沿って現れ、キャプチャーパネル300は、前記キャプチャーパネル要請ジェスチャーが感知されれば、ベゼル内の第2ポイントで第2方向に沿って現れる。

[0101]

10

20

30

例えば、キャプチャーパネル 3 0 0 は、左側ベゼルから右側方向に示されて画面の左側にディスプレイされ、共有パネル 4 0 0 は、右側ベゼルから左側方向に示されて画面の右側にディスプレイされる。

この時、センシング部110は、共有パネル400に含まれた少なくとも1つ以上の外部デバイス200の識別情報についての第1選択ジェスチャー、及びキャプチャーパネル300に含まれた少なくとも1つ以上のキャプチャーデータについての第2選択ジェスチャーを感知する。

この場合、通信部160は、第2選択ジェスチャーに対応するキャプチャーデータを第 1選択ジェスチャーに対応する外部デバイス200に伝送する。

[0102]

本発明の一実施形態によれば、センシング部110がユーザから入力された少なくとも 1つ以上のコンテンツについてのキャプチャー要請ジェスチャーを感知した場合、ディスプレイ部150は、キャプチャー要請ジェスチャーに応答し、前記少なくとも1つ以上のコンテンツについてのイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータを画面の第1領域にディスプレイし、共有パネル400を画面の第2領域にディスプレイし、キャプチャーデータが追加されたキャプチャーパネル300を画面の第3領域にディスプレイする。

この時、本発明の一実施形態によれば、前記第1領域は、前記画面の中央から所定距離内に位置し、前記第2領域は、前記画面の一側に位置し、前記第3領域は、前記画面の他側に位置する。これに関する詳細な説明は、図7の説明部分と重なるので、省略する。

[0103]

図 1 5 は、本発明の一実施形態に係る共有パネルを用いて多様な外部デバイス 2 0 0 と通信する方法を説明するための図面である。

図 1 5 (a) に示したように、本発明の一実施形態によれば、ユーザは、招待状を友達に伝送するために共有パネル 4 0 0 で複数のユーザを選択する。この場合、通信部 1 6 0 は、複数のユーザの各デバイスに招待状を伝送する。

すなわち、本発明の一実施形態によれば、ユーザは共有パネル400を通じて、他ユーザ1人または所定ユーザグループとのチャット、文字送受信、通話、放送などを行う。

本発明の一実施形態によれば、図15(b)に示したように、ユーザは、共有パネル4 00を通じて自分が所有している他のデバイスであるTVやタブレットPCに共有データ を伝送してもよい。

また、図15(c)に示したように、ユーザは、共有パネル400でエージェントの識別情報を選択することで、エージェントサーバとチャット、通話などが行える。

一方、図15(d)に示したように、ユーザは、共有パネル400を通じてペース北などのSNSサーバに共有しようとするデータを簡便に伝送することもできる。

[0104]

以下では、ユーザに情報を提供する方法について、図16を参照してさらに詳細に説明 する。

図 1 6 は、本発明の一実施形態に係る情報提供方法を説明するためのフローチャートである。

図16に示したように、センシング部110は、ユーザのパネル要請ジェスチャーを感知する[S1610]。本発明の一実施形態に係るパネル要請ジェスチャーは、共有パネル要請ジェスチャー、キャプチャーパネル要請ジェスチャー、おすすめパネル要請ジェスチャーを含む。おすすめパネルとは、ユーザにすすめられるおすすめコンテンツが表示される領域を意味する。おすすめパネルについては、図18で詳細に説明する。

[0105]

本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部150は、前記パネル要請ジェスチャーに応答し、画面の左側、右側、及び下端のうちの少なくとも1つでパネルを示してディスプレイする[S1620]。すなわち、本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部150は、画面の一側に隠されたパネルを、ユーザのパネル要請ジェスチャーによって画面に露出させる。

10

20

30

40

本発明の一実施形態に係るパネルは、外部デバイスの識別情報のリストが含まれた共有パネル、キャプチャーデータのリストが表示されるキャプチャーパネル、及びおすすめコンテンツが表示されるおすすめパネルのうちの少なくとも 1 つを含む。

本発明の一実施形態によれば、センシング部110は、所定領域を所定回数以上タップするジェスチャーをパネル要請ジェスチャーと感知する。また、センシング部110は、 既定の音節または単語を認識し、これをパネル要請ジェスチャーと感知してもよい。

[0106]

図 1 7 は、本発明の一実施形態に係る共有パネル、キャプチャーパネル、おすすめパネルを説明するための図面である。

図17に示したように、ユーザのパネル要請ジェスチャーによって、キャプチャーパネル300、共有パネル400、おすすめパネル600のうちの少なくとも1つがディスプレイされる。例えば、ユーザが左側ベゼルを右側方向にフリックする場合にキャプチャーパネル300がディスプレイされ、ユーザが右側ベゼルを左側方向にフリックする場合に共有パネル400がディスプレイされ、ユーザが移動端末機100の下端をダブルタップする場合、おすすめパネル600がディスプレイされる。

本発明の一実施形態によれば、ユーザの簡単なジェスチャーによって隠されたパネルが 画面の一側で現れてディスプレイされる。

[0107]

以下、おすすめパネルを通じてユーザに情報を提供する方法について、図18を参照してさらに詳細に説明する。

図18は、本発明の一実施形態に係るコンテンツおすすめ方法を説明するためのフローチャートである。図18を参照すれば、本発明の一実施形態に係るおすすめパネルを用いる情報提供方法は、図1に示した移動端末機100で時系列的に処理される段階で構成される。よって、以下で省略された内容であっても、図1に示した移動端末機100に関して以上で記述された内容は、図18のおすすめパネルを用いる情報提供方法にも適用されるということが分かる。

図18に示したように、本発明の一実施形態によれば、センシング部110は、おすすめ要請ジェスチャーを感知する[S1810]。おすすめ要請ジェスチャーとは、おすすめコンテンツのディスプレイを要請するジェスチャーを意味する。本発明の一実施形態に係るおすすめ要請ジェスチャーは、既定のものであってもよい。本発明の一実施形態に係るおすすめ要請ジェスチャーはおすすめパネル要請ジェスチャーを含む。

[0108]

本発明の一実施形態によれば、おすすめ要請ジェスチャーは、移動端末機 1 0 0 の所定 領域を所定回数以上タップするジェスチャーを含む。すなわち、センシング部 1 1 0 は、 移動端末機 1 0 0 の所定領域を所定回数以上タップするジェスチャーをおすすめ要請ジェ スチャーと感知する。

例えば、ユーザがコンテンツをすすめられるために移動端末機100のベゼル領域をダブルタップする場合、センシング部110は、前記ユーザのダブルタップジェスチャーをおすすめ要請ジェスチャーと感知する。

本発明のさらに別の実施形態によれば、おすすめ要請ジェスチャーは、画面の外側の所定位置で画面の内側方向にフリックするジェスチャーも含む。例えば、ユーザが下側ベゼルの所定位置から上側方向にフリックする場合、センシング部110は、おすすめ要請ジェスチャーが存在すると判断する。一方、本発明の一実施形態によれば、おすすめ要請ジェスチャーは、所定回数以上移動端末機100を振るジェスチャーも含む。

[0109]

本発明の一実施形態によれば、センシング部110は、音声認識中に所定時間以上ユーザ音声の断絶を感知する。この場合、センシング部110は、ユーザ音声の断絶をおすすめ要請ジェスチャーとして認識してもよい。

本発明の一実施形態によれば、センシング部110はユーザの音声を認識し、前記認識されたユーザの音声を分析して、既定のコンテンツおすすめを要請する単語または音節を

10

20

30

40

感知する。本発明の一実施形態によれば、「コンテンツおすすめを要請する単語」は、ユーザが迷うか、または考える時によく使う単語である。例えば、「うーん…」や「じゃあ…」などがある。

コンテンツおすすめを要請する単語はユーザによって設定されてもよく、制御部180 がユーザの言語パターンを分析して自動で設定してもよい。

[0110]

本発明の一実施形態によれば、おすすめ部170は、ユーザによってキャプチャーされたコンテンツに対応するイメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータに基づいておすすめコンテンツを生成する「S1820)。

一般的にユーザは、興味度の高い対象をキャプチャーし、本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータは、キャプチャーされたコンテンツに対応するイメージだけではなくメタデータも含んでいるので、キャプチャーデータに基づいておすすめコンテンツを生成する場合、ユーザに最適のコンテンツをすすめる。

本発明の一実施形態に係るキャプチャーデータは、移動端末機 1 0 0 内で行われる内部 コンテンツに対応するキャプチャーデータ、及び移動端末機 1 0 0 の外部に存在する外部 コンテンツに対応するキャプチャーデータを含む。

[0111]

本発明の一実施形態によれば、おすすめ部170は、移動端末機100の使用パターン情報、ユーザのプロファイル情報、ユーザの生活パターン情報、及びおすすめ要請ジェスチャー感知時の状況情報のうちの少なくとも1つをさらに考慮しておすすめコンテンツを生成してもよい。

移動端末機100の使用パターン情報には、通話時間、通話内訳、メッセージ内容、一定、選好アプリケーション種類、ウェブサイト訪問記録、期保存された音楽ファイル情報、ユーザの選好度(好む場所、好む音楽ジャンル、好むコンテンツ、好む映画、好む友達、好むゲーム、ブックマークになったコンテンツなど)などが含まれる。

ユーザの生活パターン情報には、食事、住居、運動、業務、休憩、睡眠周期などユーザの生活周期に関する情報が含まれる。ユーザのプロファイル情報には、年齢、性別、職業、学歴などが含まれる。

本発明の一実施形態に係る状況情報は、おすすめ要請ジェスチャー感知時に移動端末機100またはその周りで収集される情報を意味する。本発明の一実施形態に係る状況情報には、おすすめ要請ジェスチャー感知時に再生中のコンテンツ情報、おすすめ要請ジェスチャー感知時の時間情報、おすすめ要請ジェスチャー感知時の時間情報、おすすめ要請ジェスチャー感知時の天気情報などがある。

[0112]

本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部150は、おすすめコンテンツを含むおすすめパネルを画面にディスプレイする[S1830]。この時、本発明の一実施形態によれば、前記おすすめパネルは下側ベゼルから上側方向に出現する。

本発明の一実施形態に係るディスプレイ部150は、おすすめ広告もディスプレイする。おすすめ部170は、移動端末機100の位置、時間、日付、天気などの状況情報及びキャプチャーデータ、ユーザログデータなどに鑑みておすすめ広告を抽出する。図19を参照して詳細に説明する。

[0113]

図 1 9 は、本発明の一実施形態に係るおすすめ要請ジェスチャーを説明するための図面である。

図19(a)に示したように、本発明の一実施形態によれば、コンテンツを進められたい場合、ユーザは移動端末機100の下端をダブルタップする。この場合、センシング部110は、ユーザのダブルタップジェスチャーをおすすめ要請ジェスチャーと感知する。

おすすめ要請ジェスチャーが感知されれば、おすすめ部170は、キャプチャーデータに基づいておすすめコンテンツを生成する。例えば、ユーザがA歌手の音楽をキャプチャーパネル300で一週間に5日以上再生し、A歌手の音楽ファイルのキャプチャーデータ

10

20

30

40

が全体キャプチャーデータの 2 0 %を超え、ユーザが公園で A 歌手の音楽ファイルをキャプチャーする割合が 8 0 %である場合を仮定する。この時、ユーザが公園で移動端末機 1 0 0 の下端をダブルタップする場合、おすすめ部 1 7 0 は、 A 歌手の音楽に関するコンテンツをおすすめコンテンツとして生成する。

さらに別の例を挙げれば、2010年の家族旅行写真の含まれたフォルダがディスプレイされた状態で、ユーザが移動端末機100のベゼル領域をダブルタップする。この場合、おすすめ部170は、ディスプレイされた写真コンテンツ情報に関する2011年の済州島家族旅行写真フォルダをおすすめコンテンツとして生成してもよい。

[0114]

本発明の一実施形態によれば、ユーザが音声認識を使う途中で適当な言葉が思い出さなくて「うーん…」と話をしばらく中断する場合、センシング部110は、音声認識が中断した時間または「うーん」単語を認識する。

この時、音声認識の中断した時間が所定時間を超える場合、センシング部 1 1 0 は、ユーザの音声断絶をおすすめ要請ジェスチャーと感知する。また、「うーん」がコンテンツおすすめ要請単語と既定されている場合、センシング部 1 1 0 は、音声認識中に感知された「うーん」単語をおすすめ要請ジェスチャーと判断する。

おすすめ要請ジェスチャーが感知されたので、おすすめ部170はおすすめコンテンツを生成する。この時、おすすめ部170は、ユーザの普段の言語習慣情報をさらに考慮して次につながる言葉を予測し、予測された言葉に基づいておすすめコンテンツを生成してもよい。

[0115]

一方、おすすめコンテンツは、イメージ及びメタデータを含むキャプチャーデータであってもよい。

図 1 9 (b) に示したように、ディスプレイ部 1 5 0 は、おすすめコンテンツ 1 9 1 0 を含むおすすめパネルをディスプレイする。本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部 1 5 0 は、おすすめ広告 1 9 2 0 をさらにディスプレイしてもよい。

この時、センシング部110は、ディスプレイされたおすすめコンテンツについてのユーザの選択を感知する。この場合、制御部180は、選択が感知されたおすすめコンテンツを行う。例えば、おすすめパネルにディスプレイされたおすすめコンテンツが、音楽コンテンツに関するイメージである場合、ユーザは、ディスプレイされた音楽コンテンツに関するイメージをタッチまたはタップすることで音楽コンテンツを再生する。

[0116]

図 2 0 は、本発明の一実施形態に係るおすすめデータをディスプレイする方法を説明するための図面である。

本発明の一実施形態によれば、おすすめ部170は、複数のおすすめコンテンツを生成する。この場合、本発明の一実施形態によれば、ディスプレイ部150は複数のおすすめコンテンツをディスプレイする。

本発明の一実施形態に係るディスプレイ部150は、複数のおすすめコンテンツをおすすめパネルに同時にディスプレイしてもよく、ユーザのジェスチャーによって順次に複数のおすすめコンテンツをおすすめパネルにディスプレイしてもよい。

[0117]

例えば、おすすめ部170が第1おすすめコンテンツ1810及び第2おすすめコンテンツ1820を生成した場合、ディスプレイ部150は、おすすめパネルに第1おすすめコンテンツ1810を先ずディスプレイする。そして、センシング部110によっておすすめパネル内の第1地点から第2地点へのフリックジェスチャーが感知されれば、ディスプレイ部150は、前記フリックジェスチャーに基づいておすすめパネルに、第1おすすめコンテンツ1810を第2おすすめコンテンツ1820に変更してディスプレイする。

すなわち、ユーザは本のページをめくるような簡単なジェスチャーにより複数のおすすめコンテンツを確認する。ユーザはおすすめコンテンツを確認していて、再生しようとするおすすめコンテンツをタップする。この場合、制御部180は、タップジェスチャーに

10

20

30

40

対応するおすすめコンテンツを再生する。この時、ユーザが選択したおすすめコンテンツ に関する情報はユーザログに記録される。

[0118]

本発明の一実施形態に係る方法は、多様なコンピュータ手段により行われるプログラム命令の形態で具現され、コンピュータで読み取り可能な記録媒体に記録される。前記コンピュータで読み取り可能な記録媒体に記録なれるプログラム命令は、本発明のために特に設計かつ構成されたものであるか、またはコンピュータソフトウェアの当業者の知されて使用可能なものである。コンピュータで読み取り可能な記録媒体の例には、ロードディスク、フロッピー(登録商標)ディスク及び磁気テープなどの磁気媒体、CD-ROM、DVDのような光記録媒体、プロプティカルディスクのような磁気光媒体、及びROM(Read Only Memory)、RAM(Random Access Memory)、フラッシュメモリなどのプログラム命令を保存して行えるように特別に作わされたハードウェア装置が含まれる。プログラム命令の例には、コンパイラによって作われる機械語コードだけではなく、インタプリタなどを使ってコンピュータで行われる高級言語コードを含む。

[0119]

以上、本発明の実施形態について詳細に説明したが、本発明の範囲はこれに限定されるものではなく、特許請求の範囲で定義している本発明の基本概念を用いる当業者のさまざまな変形及び改良形態も本発明の範囲に属する。

【産業上の利用可能性】

[0 1 2 0]

本発明は、キャプチャーデータ提供のための移動端末機関連の技術分野に好適に用いられる。

【符号の説明】

[0121]

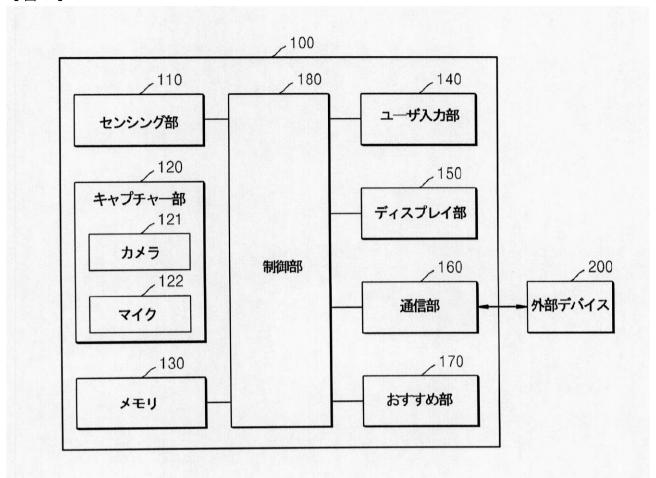
- 100 移動端末機
- 110 センシング部
- 120 キャプチャー部
- 121 カメラ
- 122 マイク
- 130 メモリ
- 1 4 0 ユーザ入力部
- 150 ディスプレイ部
- 160 通信部
- 170 おすすめ部
- 180 制御部
- 200 外部デバイス
- 300 キャプチャーパネル
- 400 共有パネル

40

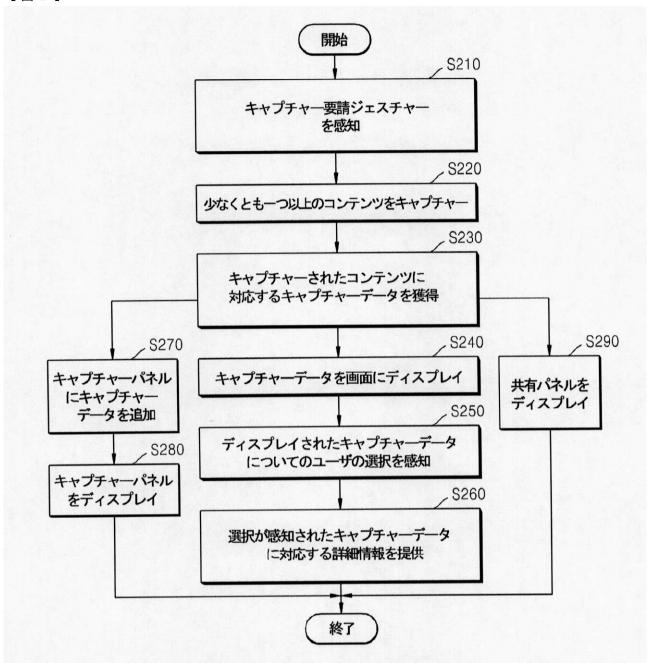
30

10

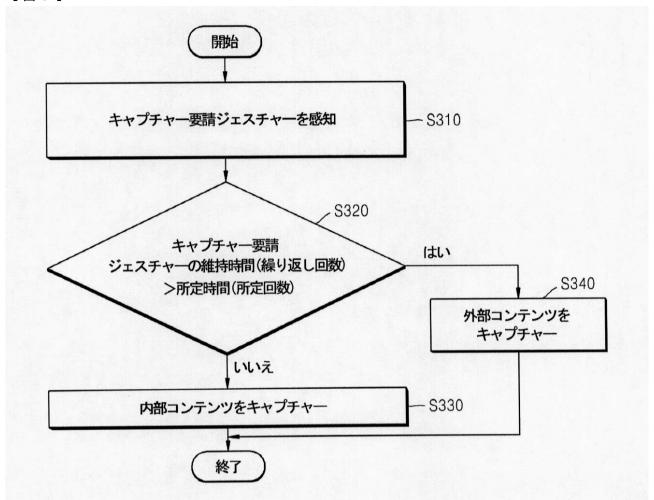
【図1】



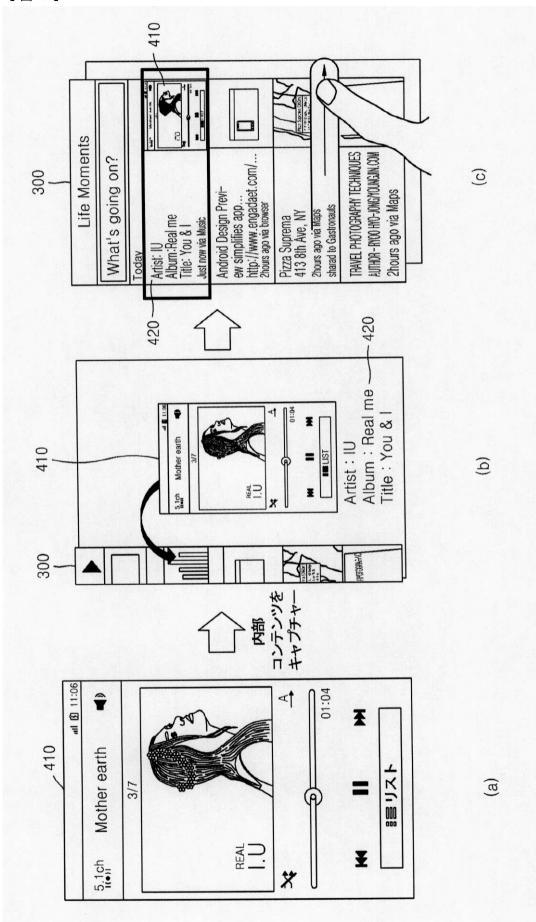
【図2】



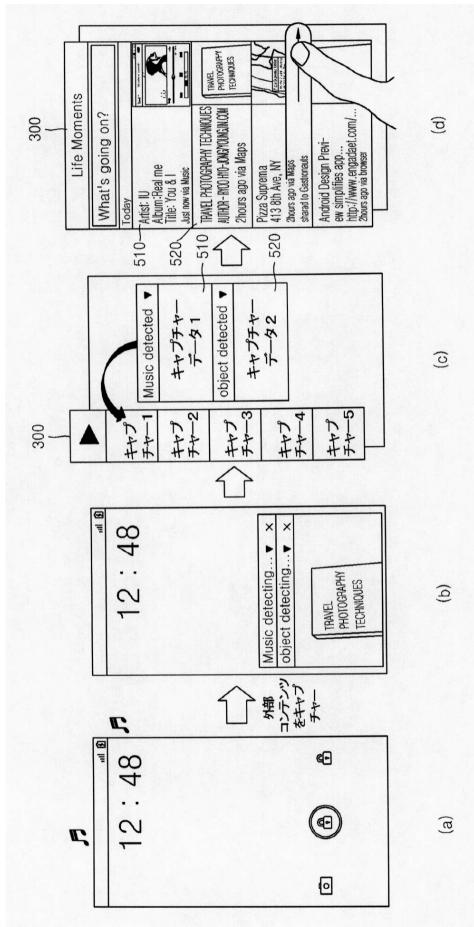
【図3】



【図4】



【図5】



【図6】

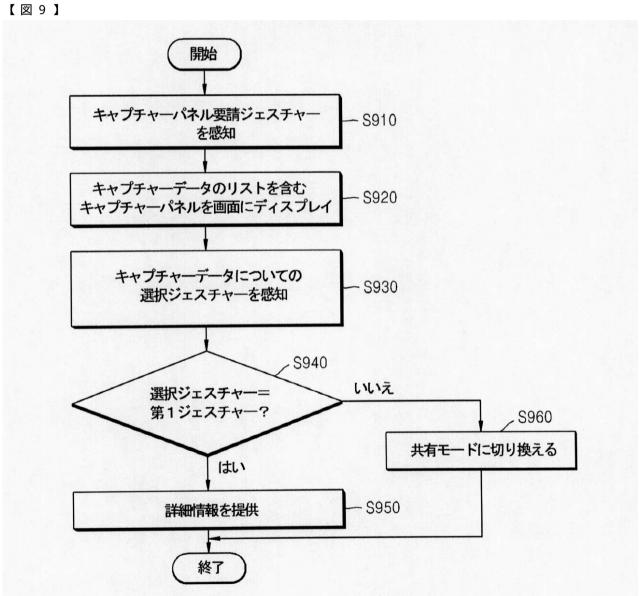
この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【図7】

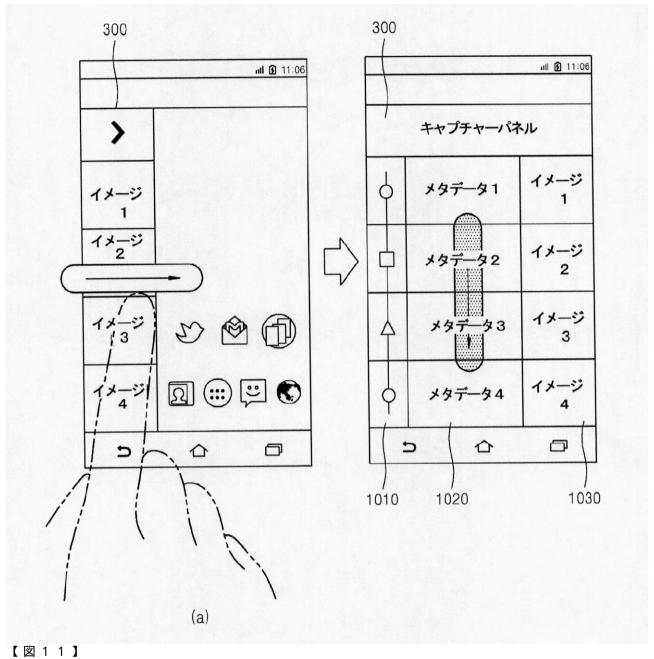
この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【図8】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

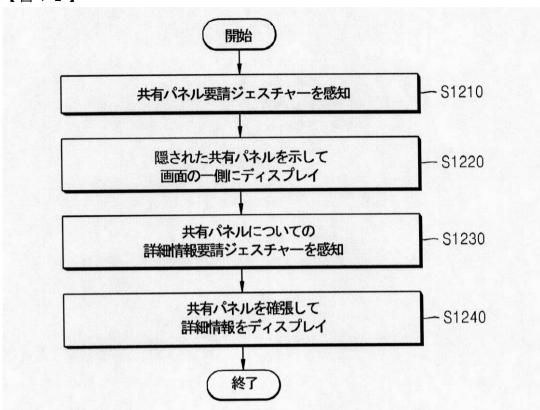


【図10】

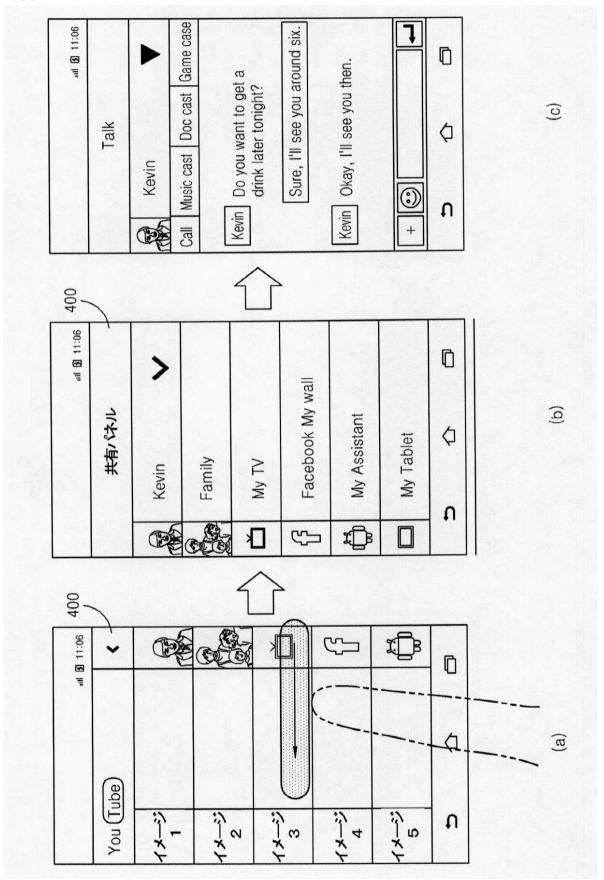


この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【図12】



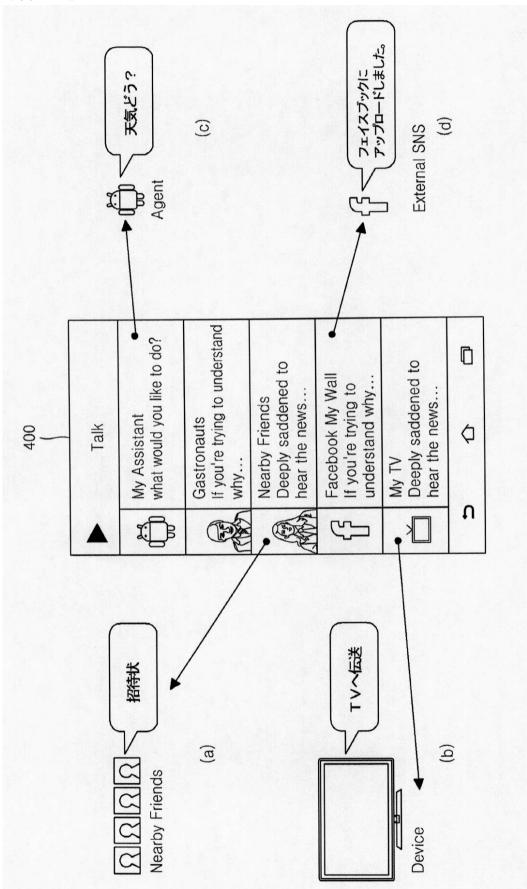
【図13】



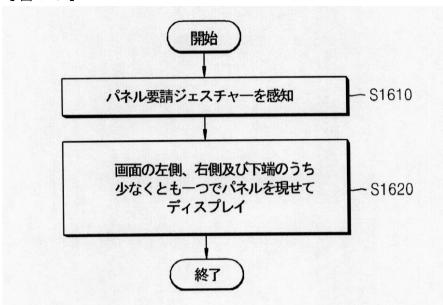
【図14】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【図15】



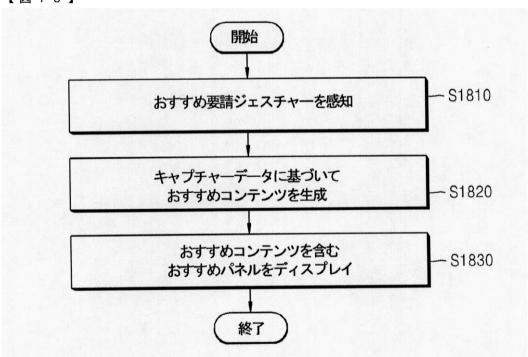
【図16】



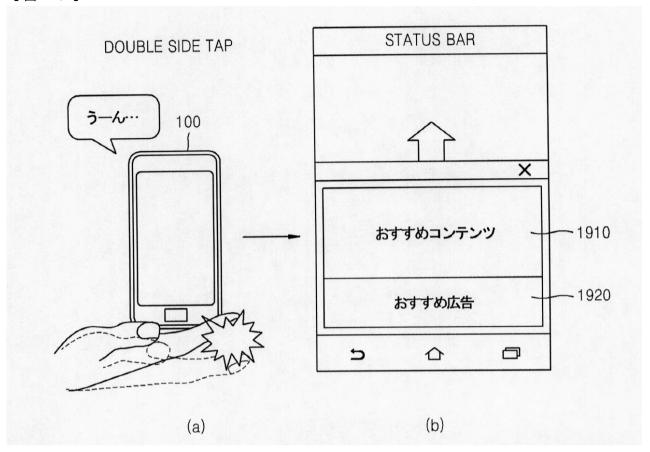
【図17】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

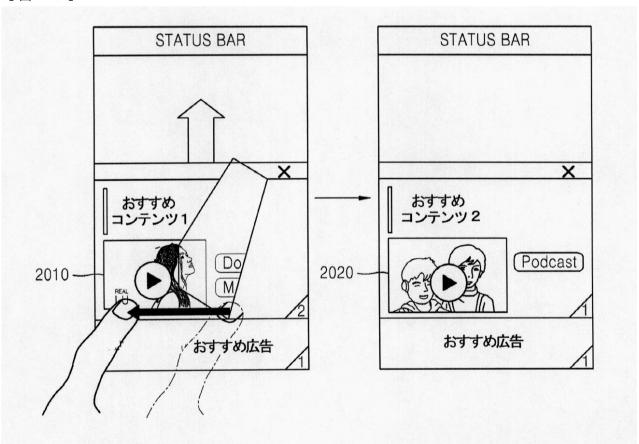
【図18】



【図19】



【図20】



フロントページの続き

(51) Int.CI. F I テーマコード (参考)

G 0 6 F 3/041 3 3 0 C H 0 4 M 1/00 R

(72) 発明者 李 周 妍

大韓民国京畿道城南市盆唐區亭子洞(番地なし) インテリジェ2エー棟2506號

(72)発明者 金 東祐

大韓民国大邱 廣 域市達西區聖堂二洞(番地なし) ウーバンライラックマンション103棟206號

(72)発明者 金 玲里

大韓民国京畿道水原市勸善區谷 伴 亭洞514-2番地 205號

(72)発明者 柳 志延

大韓民国京畿道龍仁市器興區寶亭洞(番地なし) ドン-アソールシティアパート136棟201 ***

(72)発明者 車 翔玉

大韓民国大邱 廣 域市壽城區黄金洞807-1番地

F ターム(参考) 5B068 AA05 AA22 BB01 BD20 CC17 CD01 CD04

5B087 AA09 AE09 CC26 DD03 DE03 DE06

5E555 AA04 AA30 BA05 BA06 BA84 BA87 BA88 BA89 BB05 BB06 BC04 BC17 CA13 CB07 CB08 CB14 CB16 CB31 CB34 CB36 CB55 CC03 DB11 DB18 DC13 DC18 DC59 DC84 DC85 FA14 5K127 AA36 BA03 CA08 CA10 CA19 CA34 CB02 CB12 CB16 GA16

GD05 GD07 GD08 GD09 HA08 HA28 JA25